

116

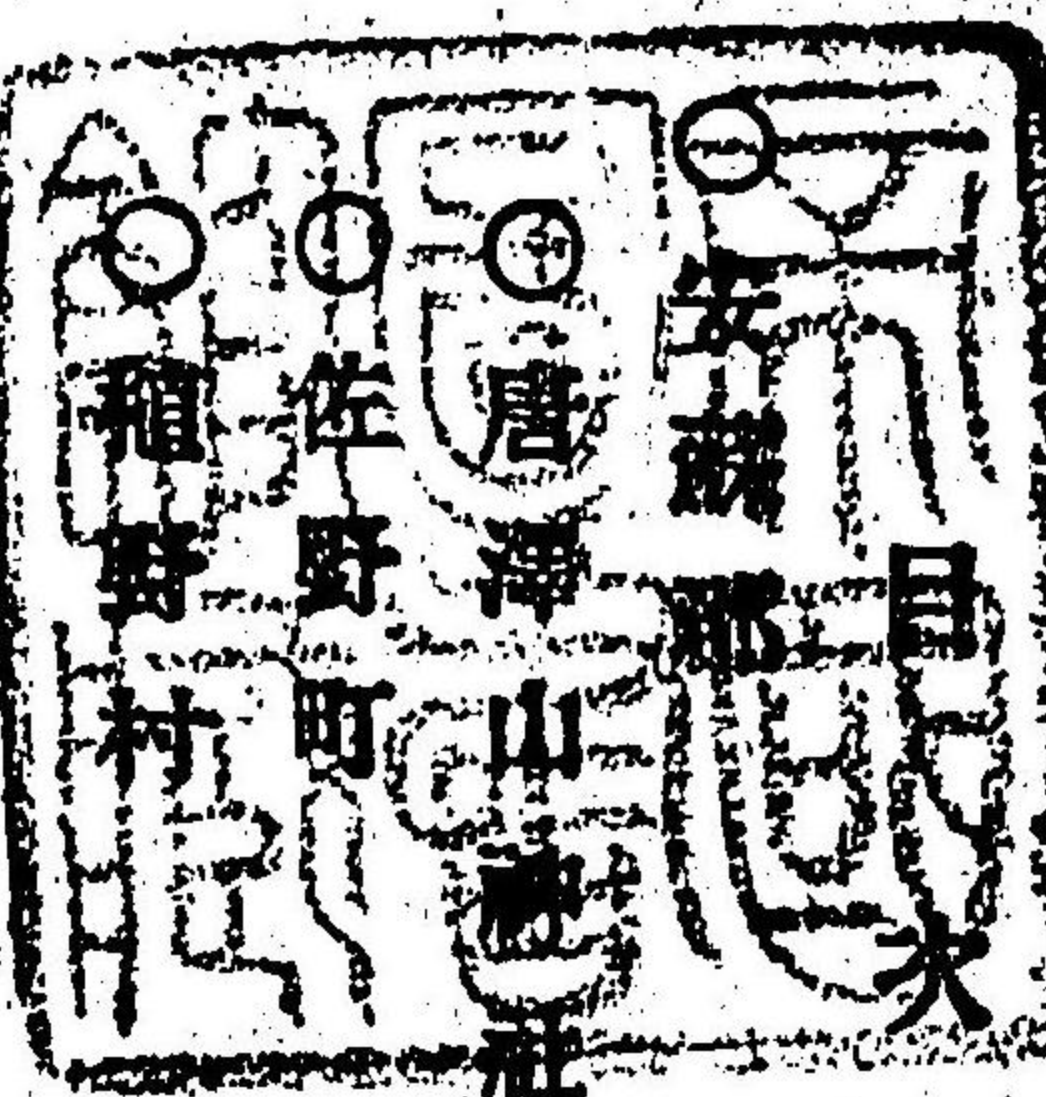
194

下野神社沿革誌

卷之二



下野神社沿革誌卷之二



- 堀米町
- 犬伏町
- 田沼町
- 葛生町
- 常盤村

- 氷室村
- 野上村
- 新合村
- 飛駒村
- 三好村
- 赤見村
- 旗川村
- 附錄本郡神職傳記





# 下野神社沿革誌卷之二

前大學教授兼陸軍教授從六位内藤耻叟 校閱  
高雄神社社掌

栃木縣皇典講究分所商議員風山廣雄 謹編

安蘇郡



本郡は南方一帶渡良瀬川を隔て、上野國邑樂郡に接し北は同國勢多郡と僅に界を接し下都賀郡の西方上野國郡の南方に位し西は足利郡と界接し其地勢郡の中部平坦にして南部一面稍々低地をなし田園耕地此間に開拓せらる其東西北には氷室根本十二岳三嶽の諸山あり其山脉高峻なるに非されども蜿々として長く起伏し地勢自ら高さものあり特に中央唐澤山の如き有名の舊蹟を印し奇勝の地として人口に喰炙せらるゝあり河川又實に源を此等の諸山に發し所謂山河の形勝は自然の風土を潤色するを見るべきなり

本郡河川の大なるは秋山旗の二川にして秋山川は源を氷室山より發し郡の中央を貫流南下して渡良瀬川に合す旗川は野上彦間の兩川田沼町大字戸奈良にて相



合し足利郡吾妻村大字高橋にて渡良瀬川に漏き郡の南方を流れ越名瀬湖は界村大字越名にありて東西十二町南北四町に過ぎさるの小湖なれと魚介細鱗を生し下都賀郡赤間沼に次くの漁場たり

郡内には名勝舊蹟多くして夫の唐澤山を始めとし蓬萊山、佐野公園、十州園、赤見村の磯山等名ある勝地にして舊蹟には唐澤の春日岡、赤見、岩崎、阿曾沼、山形、彦間、植野等あり亦國分寺東明寺の故墟及び赤見須花坂、諏訪山、免鳥、越名等の古戰場等亦以て昔時を思ふの料となすべく其他名所には三龜山三香保の關安蘇山安蘇の河原佐野の中川佐野の船橋等あり

本郡民は農工商を專業とし他に劣れりと云ふ可からず殊に有名なる佐野織物を最とし又佐野縮等の名は早くも海外輸出品として多額を産出し佐野附近は多くは此業を營さるものなきなり殊に佐野の鐵器田沼地方の藍麻苧紙石灰木材薪炭の如き重要な産物あり

郡内教育は明治維新後學制發布せられ各地小學校制度施設を見るに至り爾來各町村咿唔の聲を耳にせらるなきに至り本郡の如き時に一張一弛の變革を経次て

町村制の實施せられてより駸々として教育事業に進歩を見るに至れり

本郡は往古より安蘇郡と稱せしこと明かにして古歌にも安蘇の眞麻群と詠み又郷名に麻績の名あり昔より麻の産出しけるを以て如此唱へられしとも見む萬葉集延喜式に延暦元年五月安蘇郡主帳若麻績部牛養に位を授けしとあり當時本郡の已に存在したりけるを知るに足りぬへし然して其后に至り本郡領主の興廢ありて紀元千五百年代承和年間藤原秀郷唐澤山に城き之に居り天慶中平將門を滅し其大功により鎮守府將軍に補し下野武藏の兩國守をも兼任して武威赫々附近風を望みて其旗下に靡くの勢ひあり其子孫千常文修兼光頼行等相續き五代將軍の威名あり次て其子孫或は出て、上野淵名に都賀郡太田に或は大川戸に小山に下川邊に築き各々各地に雄を稱せしかと本城たる唐澤に至りては漸く廢城の姿に陥らんとし兼行五代の孫成俊足利より來り佐野庄司と稱するに及び佐野氏なるもの始めて起れり之を案するに本郡は佐野氏の最も雄を稱せし所にして其歴史は多く同家の盛衰記に關するものなりと云ふも誣言に非ざるべきなり紀元二千二百年代佐野宗綱足利城主長尾顯長と戦ひ免鳥彦間の支城を奪れ終に死す其



弟天德寺了伯將士を指揮せしか后一族不和を生し了伯は京都の黒谷に去り豊臣秀吉に屬し其寵遇する所となり天正十八年秀吉小田原城を攻むるや了伯先導となり大功ありしと云ふ后了伯富田知信の二男政種をして佐野氏を繼かしめ名を信吉と改め慶長七年徳川家康命して唐澤城を廢せしむるや信吉佐野春日岡に移り居らしめ后故ありて領地沒收せらる尙佐野氏の外堀田家あり植野に城き數代連綿たり佐野氏は徳川家時代より爾來明治維新まで旗下となり後籍を奉還するに至れり次て明治維新の后に至り廢藩置縣の事あり本郡の如きも枋木縣に屬し五十九の各町村に分割し戸長役場を置き其支配する所たりしか町村制實施により各町村を分合して新町村を組織し茲に十五町村を成すに至りぬ今本郡の廣袤を見るに東西四里餘南北八里餘其面積二十三方里餘にして郡内には別格官幣社一社郷社五社及ひ村社六十二社其他有名の無格社八社ありて其氏子戸數一万一千四百二十餘戸人口七万五千五百八十餘人あり其神社沿革等は左の町村に就きて見るべし

唐澤山鎮座

田沼町大字  
枋木

別格官幣社唐澤山神社 祭神鎮守府將軍贈正三位藤原朝臣秀郷公靈 祭日十月廿五日 宮司從七位阿久津眞澄

本社は明治十四年官裁を得て唐澤山の古城趾に宮殿を創建し尋て明治十六年贈位の命ありて正三位を授けらる同二十三年特旨を以て別格官幣社に列せられ併せて賜金の恩榮を忝うす是に於てか公の忠勳偉績益々天下萬世に赫灼たり後又長くも

天皇陛下 皇太后陛下 皇后陛下より本社維持費として特に若干の金圓を下賜せられ又内務省よりも若干の賜金あり抑唐澤の地たる風景絶佳最も遠望に富み房總を雲外に望み豆相を天末に瞻る富嶽南に揖し常峰東に拱し甲武信磐二毛の諸山羅列して眼前に在り岩船三龜丘の如く埕の如く左右に起伏し宛も將軍豁度坦懷を披き諸將肅容號令を聽きて軍門に會するか如し其地形を相するに鼓岩前に欵ち螺丘後に竦ひ一面は土阜群松濟々として駢次し一面は石崖巉巖落々として突起す之れを譬ふれば奇正並ひ出て其隊伍を異にするか如し若し夫四時の觀を擧ぐれば櫻花旗影を翻へし松籟喊聲を起し皎月岨を照し皚雪壑を埋む皆以て



遊目を寓して古今に俯仰するに足る亦其近傍の遺跡を尋ねれば即ち吉水の若宮八幡宮は公の塋域の故地たり枋本の根古屋神社は公の鎧を祀るものなり亦枋本の本光寺は佐野盛綱の建立にして公の靈牌の存せる所にあり又蓬山の奥に到れば公の舎する所の石窟ありて屋形天造鬼鑿に成り唵呀數人を容るへし其他藤四の館藤五淵歴々として其跡を徵するに足る且蓬山は地形幽邃にして唐澤山の敞豁なると同じからず澗には奇岩怪石ありて各々其名を賦し飛泉あり又激湍あり瀨瀉き淵承け餘流相會して野上川となり南下して彦間川に合し旗川となる殊に山中は四峰並に蓬萊と云ふ其西の一峰は層巖巋然として水其下を環る漂渺として仙島の觀あり實に山水の明秀既に此の如し公の英靈千載に亘りて泯ふることなく神澤洋々蓬萊の水悠悠然として竭くることなし

### 佐野町

本町は舊佐野町を獨立し一の自治區を爲せしものにして其幅員東西二十四町餘南北十九町許あり地勢概ね平坦にして秋山川は南流し佐野川となり北南に貫流し市街耕地兩分せり然して其位置東は犬伏町に接し東北は堀米町と市街相通し

一市の形をなすの觀あり南は植野村に西は旗川村に相連なれり其間舊例幣使街道は堀米町より東端を通して南に通し足利に達す縣道は本町を東西に貫き藤岡に館林等に通するありて往來の交通便利にして缺如たる所なし兩毛線は本町を通過す且つ佐野鐵道ありて田沼葛生に達すへく所謂四通八達の要路を占むると云ふへきなり然して佐野川を限り東方は市街にして人家櫛比し西方は耕地にして植野村と接壤せり町民は商工製造業及農耕に従事し又織物鐵器製造の如き特に著名の産地にして商工の繁盛なること枋木及ひ足利と肩比するに足れり古來の沿革に就ては往時佐野庄と稱し佐野信吉の春日山に城きしより其領地となり後井伊掃部頭の領する所となり明治維新の後佐野町と稱し明治五年枋木縣の管轄となり一戸長役場を置き次て町村制實施に當り獨立して佐野町と云ふ本町には名高き郷社朝日森神社及ひ村社一社ありて其氏子戸數千五百餘戸人口七千六百餘人あり殊に郡役所々在の地にして警察署及ひ停車場郵便電信局其他諸會社等ありて殷盛なる一の市聚地たり

### 佐野町大字佐野字大門東鎮座



郷社朝日森神社 祭神菅原道真朝臣靈 祭日陰曆三月廿五日 建物 本社同口二箇中銅葺  
拜殿同口三箇中銅葺 神門作ノ唐門 石華表二基 末社十社 氏子千四百四十五戸 社司小野清造

全郡新合村大  
字下野間住

社記に曰く治安三年の創立にして後一條天皇の御宇下野國主佐野小太郎義綱朝臣世領安蘇郡莊爲同國士小野寺民部大夫者所逼遭讒言蒙勅勘寛仁三年義綱欲訴其冤詣京師留滯今出川之客舎數年鬱沈憂義綱宿禱北野社七日夢神告義綱曰汝乃無罪讒人所僞豈得遂之乎我昔依讒人謫太宰府憂憤之苦不可勝言今汝遭冤可憐恕於是詳語左遷之事說贈位思而懇諭曰汝雪冤歸國在近耳勿深憂之義綱曰稽首對曰謹承神託悚然銘肝萬一解冤幸得歸郷則新營大社奉神致祭以仰鎮護矣言未畢恍惚而覺義綱心喜速歸客舎新浴紙屋川持修七瀬之被賽北野國社再拜致誠不日有召諭義綱之無罪賜宣旨永領佐野庄沒收小野寺之領邑加賜義綱義綱拜恩大悅欲歸關東詣北野社拜謝神助靈壇之前偶有畫幅義綱怪之開幅則靈像也義綱稽首拈鬚以爲神賜十襲珍之時々祭之義綱自書始末使子々孫々尊崇之其裔孫曾納千社中有之云云此れ社記錄のまゝのみ 社域四千二百八十六坪平坦の地にして本社拜殿輪奐壯

嚴にして古寶物等數品ありて一々枚舉に違あらず好古の士は社務所に請ふて拜閱せは頗る美術工藝の參考に資するものあらん毎年三月廿五日を以て大祭典を行ふ其式盛んにして大に雜沓を極むと云ふ境内には古杉老檜森々として社壇を擁し梅櫻互に枝を交へて馬場を夾み花時には滿地雪に埋るゝ如く冷香水の如く人を撲ち幽靜閑雅なるを以て市中の士女來り詣て遊ひ衣香扇影相接し實に郡中の一名社なりとす

同町大字佐野字藏の内鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂神 根裂神 瓊々杵命 祭日 建物 本社同口二箇中 拜殿同口三箇中 末社十三社 唐銅華表一基 氏子千四百四十五戸 社掌新村岩次郎同町大字全住

本社創立は久安年中にして往古より衆庶崇敬の社なり往時は大門の内より境内なりしか明治九年地租改正の際今の社域に改めしと云ふ境内坪數一千六十三坪高燥の地に在りて社殿壯麗にして眺矚絶佳なり

植野村

本村は植野赤坂、君田、飯田、田島、船津川及び中船渡の舊七ヶ村を合併して一自治



區となせしものにして其面積約一千五百町歩あり地勢稍平行にして耕地多し只  
近來鑛毒被害の地にして村民の困苦を訴ふるもの亦妙きに非すと云ふ其位置南  
方一面は渡良瀬川を限りて上野國と相隔て兩岸提防修理の關係毎時交渉を生ず  
ること珍らしとせす水害の變亦實に同川の漲溢に起因す佐野川は本村の北方を  
流れて渡良瀬に合し北方佐野町と隣りし西方一端足利郡吾妻村と界し東南界村  
に接す道路は佐野町の南端より縣道相通し村内を東南に貫き上野に達す其他藤  
岡町に通すへき道路と數條の里道ありて交通最も便なり

往古の沿革に付ては往時は佐野氏の所領たりしか后分れて幕府代官及び旗下采  
地に分屬し明治維新前赤坂植野田島君田は佐野藩領に屬し維新后多少の變遷を  
經て同しく栃木縣に屬し一戸長役場の所轄となり次て町村制實施に當り各村を  
合せて一村となせり本村には村社六社ありて其氏子戸數一千二百四十餘戸人口  
八千二百七十餘人あり

植野村大字植野字若宮鎮座

村社赤城神社 祭神狹島王命 日本武命 建物 本社四口二間銅葺 拜殿四口四間中

幣殿四口二間 神樂殿四口二間中 末社三社 青銅華表一基 氏子六百八戸 社掌早乙

女三郎合符全

社傳に曰く當社祭神狹島王は豊城入彦命の孫にして王春穴咋の邑に到りて病起  
り遂に薨す其時東國の人民悲悼して王の亡體を窃に昇きて毛野國伊保に葬り齋  
奉りて狹島神社と尊稱す后天慶二年十一月田原藤太秀郷朝敵平將門征伐の時戰  
勝を祈らんかために日本武命を合祀し赤城神社と改稱し諸人崇敬せり后寶永三  
年二月六日神位宗源宣旨を以て正一位を授けらる明治五年郷社に定めらる同九  
年行政區劃の都合により村社に列せらる神職は往古より早乙女氏代々奉祀怠た  
らず社域二千百九十三坪平坦の地にして古杉老樹森々として蒼蔚し晝尙暗し社  
殿壯嚴古雅にして自ら神威の儼たるを知る

同村大字船津川鎮座

村社大鹿神社 祭神武甕槌命 建物 本社四口二間一尺 拜殿四口二間 末社一社 氏  
子八百八戸 社掌

本社は田原藤太秀郷朝敵平將門追討の勅命を蒙り軍功により天慶三年三月九日



從四位下野武藏守に叙任せし時天明郷今鹿島に於て一の山を開き社を建て武藝  
榎命を祭祀し遙拜の地となす古昔昔山と云ふ后故ありて永正六年九月船渡川村今津川村に遷坐  
して大鹿神社と尊稱し衆庶崇敬す后寶永年中本社再建殊に神位宗源宣旨を以て  
正一位を授けられ社頭隆盛なりしも天明六年三月及ひ慶應二年十二月兩度の火  
災に罹り惜むらくは本社礎墨什寶等悉く灰燼に歸したために由緒明かならず只古  
老の口碑の儘を記すのみ社域一千百十六坪にして社木繁茂し神寂ひて風致頗る  
佳なり

同村大字君田字關端鎮座

村社天満宮 祭神菅原道真朝臣靈 建物 本社四口三尺五寸 拜殿四口三間 末社四社

氏子三十四戸 社掌

本社創立は元和七年にして村民崇敬し鎮守神とす社域四百四十五坪を有す

同村大字赤坂字西小路鎮座

村社鹿島神社 祭神大日靈貴命 健御雷命 伊邪那美命 建物 本社四口二間半銅

葺 幣殿四口二尺五寸 拜殿四口三間半瓦葺 末社十社 石華表一基 氏子二百七戸 社

掌新田貞次郎大守

本社創立は天慶六年十一月十九日下野武藏守藤原秀郷の勸請なりこれより先き  
田原藤太秀郷下總の將門征伐の勅命を蒙りければ密に常陸の鹿島大神に祈願し  
乞願くは神護を得さしめ速に賊を亡し叡慮を安し奉れと誓へ遂に逆を殲し平け  
ければ殊功を以て超て從四位下に叙せられ下野武藏の兩守に任せらる秀郷益神  
靈の奇驗を感じ鹿島本宮より當國佐野庄天明山唐澤城内藤ヶ崎に奉遷し田原家  
の軍守神と崇敬し其后佐野安房守基綱の代佐野庄春日山に移遷し后慶長五年秀  
郷の末裔藤原信吉徳川公の命により春日山に築城せし時本社を天明郷三海に遷  
祀す后寛永四年十一月十七日日本國赤坂村字西小路に遷齋す現今境内是なりこれ  
より村民鎮守神と崇敬す后寛文十一年本社再建す享保三年神位宗源宣旨を以て  
正一位を授けられ正一位鹿島大明神と稱し爾來連綿として相承け明治五年に至  
り鹿島神社と改め村社に列せらる社域六百五十九坪平坦の地に在り本社南向に  
して小杉森然たり前には枝垂櫻ありて亂發の候には風色甚佳なり

同村大字飯田字島鎮座



村社神明宮 祭神天照皇孫大日靈命 祭日陰曆三月十五日 氏子百五十六戸 社掌藤沼橋司全三十五  
地 建物 本社口六尺 萱葺 拜殿口三間四尺 萱葺 幣殿口七尺 板葺 神樂殿口三間 瓦  
葺 木柵玉垣末社五社

社傳に曰く元和五年三月本村藤沼治郎右衛門小林庄兵衛の兩氏か伊勢參宮して御分靈を拜受神祇管領吉田殿へ奏上裁許を得て本村字島社今地に勸請し一村の鎮守神と崇敬せり神主は代々藤沼家奉祀す寶曆六年四月本社拜殿再建す地頭より除地畑一反五畝餘歩祭資料として寄附あり地頭累代崇敬の社なり本社位置は本大字の南端に在り平坦にして古杉老樹蒼蔚若杉森然として宮殿を繚繞し華表屹然として立てり社域七百七十一坪にして南は茫々たる田野にして東西北の三方は皆人家なれども誠に風光明美神寂びて幽邃なり社寶には寛文十二年六月中本村小林庄平奉納せし麥の八つ穂嘉永六年中本村須永保兵衛の獻納品なる粟の八つ穂を藏す

同村大字田島字東鎮座

村社坂和神社 祭神天之水分命 建物 本社口五尺 拜殿口三間 幣殿口二間 末

社五社 氏子百十四戸 社掌

本社創立は天正十一年十一月十五日にして本村一同崇敬により大和國吉野郡に鎮座せる天の水分神を奉遷して勸請し坂和神社と稱す後寛元十四年本村の鎮守神と崇敬す明治維新に至り村社と定めらる社域二百六十七坪にして民有第二種にあり

界 村

本村は馬門、越名、高山及び高萩の舊四ヶ村を合併して一自治區となせしものにして全村の面積七百五十町餘歩ありて其地勢郡の東南端に位し渡良瀬秋山の諸川合流の地なり然して渡良瀬川は南方に越名沼は東方に秋山川は中央を流れ一帶土地低濕にして西北は植野村及び犬伏町と境を接せり村民農耕又漁業を營む殊に村民質素朴直の風ありて交際親密なり道路は一條の縣道村の中央を貫き佐野町に達し藤岡に通す其他幾線の里道ありて交通に便なり各村往古の沿革に付ては馬門高山は往時佐野氏の領地にして后馬門は本多館林土井松平等諸家の領地となり次て幕府代官の知行所となり高山は古河及び松平日向守の領となり后



代官支配となり其後數氏の手に分屬せらる越名は井伊侯の領地となる高萩は山惣寺々領となり次て彦根藩領となり明治維新の後各村枋木縣管轄となり一戸長役場の下に支配せらる次て町村制實施に至り之を合併して一村と爲す本村には村社四社ありて其氏子戸數五百九十餘戸人口三千四百人を有せり

界村大字馬門字前原鎮座

村社淺田神社 祭神大己貴命 祭日陰曆十一月十五日 氏子<sub>三百戸</sub> 社掌高橋雅晴

舎<sub>七</sub> 建物 本社<sub>間口七尺</sub> 拜殿<sub>間口五尺</sub> 幣殿<sub>間口三尺</sub> 華表一基

社記に曰く勸請の由縁遼遠にして詳かならずと雖ども寛元二年中本社再建せし事は明かなり又境内には鬱蒼たる千年以上のものと覺しき老槻ありて幹の回り五十尺に及ぶ傳へて神木と稱するは是なり故に古社なるは慥かなり又古碑あり曰く淺田神社碑銘の歌に「おほみみはかくりましてもおほなむちかみのみいつはあらはれてけり」裏面には本社繼造の事蹟を録す亦元祿十年中東大寺華嚴長吏安井門主前大僧正道尺の揮毫せし神號の扁額あり社實には鰐口一個ありて永正五年四月廿九日下野國阿曾郡天命總社淺田明神とありて椎谷奥五郎の寄進せ

しものなり又華表の側に下野國天命總社と記せる石標ありて往古は佐野郷の總社たりしと云ふ故に明治五年郷社に列せらる同十年行政區畫の都合に依り今は村社たり境内坪數千六百十坪平坦の地にして古樹老杉蔚蒼として天に聳ひ中央に宮殿ありて木柵の玉垣を繞し社宇宏壯にして郡内屈指の社なり

同 村大字越名字宮の内鎮座

村社藤田神社 祭神天兒屋根命 建物 本社<sub>間口二間半</sub> 拜殿<sub>間口四間半</sub> 神樂殿<sub>間口三間</sub>

末社六社 氏子<sub>六百六十八戸</sub> 社掌青木精須<sub>全村</sub>

本社創立年月詳ならず再建は寛元二年にして社殿宏壯越名沼に瀕し深達にして且幽雅なり社域一千六百十九坪を有す神職は往古より青木氏にて奉仕す

同 村大字高萩鎮座

村社諏訪神社 祭神健御名方命 建物 本社<sub>間口三尺</sub> 拜殿<sub>間口三間</sub> 末社四社 氏

子<sub>九十四戸</sub> 社掌 本社創立詳ならず社域三百八十七坪を有す

同 村大字高山鎮座

村社熊野神社 祭神伊弉册命 建物 本社<sub>間口二間</sub> 拜殿<sub>間口三間</sub> 末社四社 氏子



百廿六月 社掌 本社勸請詳ならず社域千七十四坪を有す

堀米町

本町は堀米及び奈良淵の舊一町一村を合せて一自治區となす其面積三百四十町歩餘東西二十五町餘南北三十町あり其地勢概して平坦にして東は耕地道路によりて犬伏町に隣し西は旗川村に接し佐野町と市街相連り一見一市街の觀あり秋山川は西方を流れ西一帯を限れり町民多くは商工を營み繁盛の地たり奈良淵も土壤相接し自ら一區をなし風俗習慣も亦堀米に酷似す故に町村制實施に當り合せて一町となすに至れり

古來の沿革に付ては往時は共に佐野氏の所領たりしが後堀米は彦根家の所領となり同家十三代の後王政維新に際し彦根藩知事の所轄となり後廢藩置縣の當時栃木縣に屬し次て堀米町戸長役場の支配となり町村制實施に當り現時の一町となるなり

本町には郷社一社及び村社一社ありて其氏子戸數四百七十餘戸にして人口三千七十餘人あり

堀米町字八幡山鎮座

郷社八幡宮 祭神譽田別命 祭日陰曆八月十五日 氏子七百五十二戸 社司戸賀崎

音三郎全可三七 四番地住 建物 本社四口一四四尺 拜殿四口三三三瓦葺 神樂殿四口四三三瓦葺 末社

六社 神寶 譽田別命金像一體 同木像一體 古圓鏡一面

社傳に曰く天正十五年佐野城主佐野信吉本城の鬼門鎮護の神として勸請せしものなり降りて明治五年郷社に列せらる社域八百五十三坪本町街道より五丁強北丘陵に鎮す境内には古松雜木蔚蒼として中央に社殿宏壯たり丘上より望めは北に山陵を負ひ前左右に田野を扣へ安蘇川西に流れて東南隅には三龜山起伏し風光明媚眞に十州の山野を兩眸の中に集め眺望の爽快なる實に郡内屈指と稱せらる毎年陰曆八月十五日を以て祭典を行ふ賽人先を争ふて來賽し境内ために雜沓を極むと云ふ

同 町大字奈良淵字東山鎮座

村社小松神社 祭神天布刀玉命 建物 本社四口三三三 拜殿四口二四五尺 末社四社

氏子七百五十二戸 社掌 本社創建詳ならず社域五百五十二坪を有す



犬伏町

本町は犬伏、大栗、淺沼、鏡塚、富岡、黒袴、韭川、西浦、富士の舊一宿八村を合せて一の自治區となせしものにして其面積約千六百五十町歩餘ありて其地勢北に唐澤の山脈あり東に三龜山ありて土地自ら高く他は一帶平坦にして耕地多し東方下都賀郡に接し南は界村に西は堀米佐野の兩町と地境を交ゆ犬伏は殆ど各地の中央に位し自ら市聚地をなし各村之に集中する傾きあり町民は農商相半し頗る勤勉にして朴直敬神の風ありて交際親和なりと云へり

各地往古以來の沿革に就ては各宿村とも往時は何れも佐野氏の所領にして數百年間其支配の下にあり犬伏、韭川、富士、大栗は次て井伊家の所領となり明治維新の際均しく彦根藩の支配となり其他各所領を異にし明治初年前橋藩に或は古河藩の領する處たりしか後同しく栃木縣の所轄に歸し戸長役場を異にせしものなきに非さりしも各村共同の風習は早くも馴致せられ隣保團結の習慣成り町村制實施に當り之を合せて現今の一町となすに至れり本町には村社九社あり其氏子戸數八百三十餘戸人口五千九百十餘人あり

犬伏町字鷲の入鎮座

村社鷲宮神社 祭神天日鷲命 祭日陰曆三月十五日 氏子四百五戸 社掌戸賀崎

喜市令三十七 建物 本社間口四尺六寸 枋葺 拜殿間口四間 瓦葺 幣殿間口九尺 瓦葺 末

社七社

社傳に曰く天祿二年正月九日伊勢國日鷲大神を遷座して勸請す元永元年佐野城主佐野小太郎の崇敬社にして永樂錢三十貫文寄附ありて宮殿宏壯なりしが寛文十一年中本社拜殿ともに祝融の災に罹り寛文十三年本社拜殿再建す後文久二年三月廿二日野火の爲め火災に罹り假神殿を造營ありしが明治廿七年田名綱新九郎外氏子總代の盡力に依り本社拜殿幣殿の改築工事を起し宏大壯麗なる社殿を建造し同年十月廿二日上棟祭を行ひ同十一月廿六日を以て嚴肅なる遷宮式を正堂七百九十九間行ふ神何ぞ歎ひ享んや又神威の赫灼たる是れ氏子町民の光榮たらんや境内平地にして古杉老松蔚々蒼々として繁茂し社域千三百五十八坪にして赤き華表あり社寶には神鏡五面を藏す

同 町大字大栗鎮座







重長移岩崎稱岩崎稻荷八則是也永祿六年二月上美濃移上田島稱田島稻荷九則是也式部大輔小野寺通成移小野寺稱小野寺稻荷十則是也雖然盛衰有時天正十三年三月爲北條佐野兩氏戰地人民離散廟宇亦嬰兵燹荒廢寂莫徒爲狐鬼所穴殆知之稀而明治廿一年六月偶際枋木縣廳地誌編輯詳其顛末畧記其大意以示將來云神武天皇即位紀元二千五百四十九年三月於下都賀郡大前村古湖新月樓識山士家左傳並書

關東五社稻荷神社額表之寫

明治二十六年三月下野國安蘇郡大伏街大栗稻荷山鎮座關東五社稻荷神社氏子等廣募鄉民新設神樂講社實可謂敬崇之至不堪感激也夫尋此稻荷神社之由緣距今九百五十一年前天慶五年壬寅五月十五日我大宗鎮守府將軍藤原朝臣秀郷公祈誠受擁護討滅賊魁感喜之餘移相模國松岡稻荷大明神于此以建設是祠云松岡稻荷者在鎌倉大祖大織冠公大化二年之所創建祭神伊弉諾尊素盞鳴命大已與命也而同時自元祠松岡移祀者拜武藏國烏森同國王子上野國新福院下野國大栗稻荷山而五因皆稱之關東五社稻荷大明神矣曰田沼一瓶稻荷文治二年五月佐野莊

司成俊所祀也曰西場稻荷建仁二年九月西場太郎成行所祀也曰土塔原小山稻荷元久元年二月小山新左衛門尉朝長所祀也曰阿曾沼金屋稻荷元久二年二月阿曾沼四郎廣綱所祀也曰熊谷稻荷元久二年二月藤倉太郎直政所祀也曰細谷稻荷文保二年二月園田四郎左衛門尉光氏所祀也曰藤岡稻荷元亨二年二月藤岡伊勢守房行所祀也曰岩崎稻荷文龜元年二月岩崎左馬助重長所祀也曰田島稻荷永祿六年二月上美濃照久所祀也曰小野寺稻荷寬治二年二月小野寺式部大輔通成所祀也此十祠是自大栗稻荷山稻荷所移祀也大栗之地者我大宗以來世々之莊園也故其祭祀改建無有懈怠降至天正十三年三月小田原北條氏直攻我唐澤山城此地距城僅一里祠宇亦一朝罹兵燹神寶古記悉歸烏有惜哉尋壯嚴新建比舊不及云明治不新之六年改奉神社號格爲村社以陰曆二月初午日爲祭日以至于今云偶嘗當明治十九年枋木縣命廣輯地誌下都賀郡大前村山士家左傳好古之士也詳此神祠之顛末負擔編輯能錄其由來終與村人謀建碑于城內記其大略焉今也又俾余錄其事亦我祖先敬崇之祠宇不能辭謝茲嘉氏子諸人之誠心記以貽祠頭云爾



同 彌宜毛束又太郎敬書

同町大字淺沼字北鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社<sup>祭</sup>二間 拜殿<sup>祭</sup>三間 末社三社 氏子<sup>總代</sup>四十員

社掌 本社勸請年月詳ならず社域千二百十坪を有せり

同町大字鎧塚字本郷鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂神根裂神 建物 本社<sup>祭</sup>二間四尺 拜殿<sup>祭</sup>三間 末社四社

氏子<sup>總代</sup>六十四員 社掌

本社創立は遠遠にして詳ならず社域七百七十四坪を有す

同町大字富岡鎮座

村社日枝神社 祭神大山咋命 建物 本社<sup>祭</sup>二間半 拜殿<sup>祭</sup>三間 氏子<sup>總代</sup>七十四員 社掌

本社創立詳ならず社域千七百九十五坪を有す

同町大字黒袴字三面山鎮座

村社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社<sup>祭</sup>二間 拜殿<sup>祭</sup>三間 末社一社 氏子<sup>總代</sup>六十六員

社掌

本社は康平七年三月の造營にして衆庶崇信の社なり社域八百六十九坪を有す

同町大字葦川鎮座

村社羽黒神社 祭神日本武命 建物 本社<sup>祭</sup>三間 拜殿<sup>祭</sup>三間 末社三社 氏子

<sup>三十六員</sup>社掌 本社創立年月詳ならず社域四百六十七坪字貳通にあり

同町大字西浦字五反田山鎮座

村社白山神社 祭神白山姫命 建物 本社<sup>祭</sup>三間 拜殿<sup>祭</sup>三間 氏子<sup>總代</sup>六十四員 社掌

本社創立詳ならず社域一千六百六十五坪を有す

同町大字富士字明神鎮座

村社露垂根神社 祭神市杵島姫命 建物 本社<sup>祭</sup>二間五尺 拜殿<sup>祭</sup>三間二尺 幣殿<sup>祭</sup>二間

<sup>一尺五寸</sup>末社五社 氏子<sup>總代</sup>百十五員 社掌

本社は藤原秀郷天慶五年六月安藝國嚴島大明神を唐澤山に奉遷して勸請せしか

濫觴にて後應長元年當地に移遷し往時は佐野家に於て修理等怠らさるも佐野家

廢亡以後は一村の鎮守神と崇信す明治五年村社に列せらる社域千六百四十七坪

を有す



田沼町

本町は田沼、多田、栃本、吉水、小見、新吉水、山越、戸奈良の舊一宿七村を合し一の自治區となせしものにして田沼は各地の中心にして山越、多田は東北に戸奈良は西北に栃本、吉水、新吉水の各村は南方に散在し各々田沼に向て集聚するの觀あり町民は多く農商工業に従事精勵し奢侈の風なく風俗敦厚にして各村の交際相和す道路は所謂四通八達の要衝を占め幾線の縣道は前後左右に通し以て佐野地方に葛生に或は新合飛駒の各村を経て上野に達すへし佐野鐵道停車場ありて陸道水運兩つなから便ならざるはなし故に夫の産業の着々發達し郡内有數の産物たるも寔に起因する所なり秋山川は町の東方を流れ旗川は西方を流れて南下し幾多の用水路を開かれ各地の灌漑便を共にせり

往古の沿革に就ては共に佐野氏の領する所にして其子孫相承け之を領せり唐澤山城趾は此地にありて始め藤原秀郷の城きし城壁にして今其英靈を祀り有名なる神社たるは世人の知る所にして其子孫連綿として雄を稱せるも故あるなり後佐野信吉に至り故ありて佐野に移れりと云ふ明治維新の後栃木縣に屬し戸長役

場を置かれ次て町村制實施に當り合併して一町と成せり

本町には名高き一瓶塚郷社稻荷神社及び村社八社ありて其氏子戸數一千六百三十餘戸人口一萬一千二百餘人の多きを有せり

田沼町大字田沼稻荷久保鎮座

郷社稻荷神社 祭神豊受姬命 草野姬命 猿田彦命 大宮能賣命 久々能智命

祭日陰曆二月初午日 建物 本社間口二間二尺 拜殿間口四間四尺 幣殿間口二間二尺 神樂殿間口七間

神輿庫間口三間 水屋間口二間 末社十一社 青銅華表一基 紫銅燈籠一基 棧敷間口十二間

氏子二千七十八戸 社司安蘇谷正吉全町大

本社創立は文治二年乙巳五月にして佐野莊司讚岐守實の男の崇敬により同郡大栗

稻荷山より遷坐し佐野惣社一瓶塚稻荷大明神を勸請せしか濫觴にして後又富士

左京亮房行再建せり其他由緒ありしも恨むらくは天保五年正月中本社祝融の災

に罹り舊記録灰燼に歸せしより事績の審かなるを致へからす只社傳の儘を記す

のみ社域九百三十坪高丘の地にありて社殿宏壯輪奐として石の瑞籬四方に繞ら

し青銅の大華表は佐野豊前守及び榊原安藝守の奉納にして佐野惣社一瓶塚正一







水質清冽重もに方言「コロヒキ」と稱する小魚を産す此れ是川の名産なり鮎、鱒、鰻等又た之に次けり呼社といひ花といひ山といひ川といひ菊に因みて芳しきは神の威徳の千代八千代匂ふためしと思はれていとめてたくも又尊とし

同町大字上多田鎮座

村社御柳山神社 祭神市杵島姫命 祭日十月十三日 氏子二百三十一戸 兼務社掌同上

社傳に曰く延長六年下毛野國押領使根古屋唐澤の城主田原藤太秀郷故ありて安藝國廣島に鎮座ある嚴島神社の御分靈を遷したるに創り其後宮殿破壊に及ひしが寶徳元年佐野某なる者修繕を營みしより代々同家に於て營繕し來りし處遂に同家も斷絶したるを以て村内一同の保護となしたり享保元年二月を以て正一位の神階を賜はり庶民の尊崇大に篤かりき明治五年栃木縣令を以て村社に編定せらる 建物 本社間口三尺二寸 杉皮葺 拜殿間口二間三尺 木鳥居一基

境内地千六百二十坪本社は葛生里道に接し但だ數丁の馬場を入るのみ東は田甫を隔て佐野鐵線に煤煙の揚るを望むべく南は本社の正面にして空濶なる田畝の洋々たる間に人家の點綴するを見るべし北は山岳蜿蜒として連り稍東部に秋山

川の奔れるを望む山紫水明眺望の佳なるのみならず境内には古松老杉鬱蒼して翠滴らんとするか如き一度是境に遊はば心氣自ら洗ふを覺へん

同町大字栃本字六通に鎮座

村社根古屋神社 祭神天兒羅根命 祭日四月廿日 氏子三百六十餘戸 社掌天下谷政重

全町大字全一 建物 本社間口七尺 銅葺 幣殿間口七尺 銅葺 拜殿間口三間五尺 神樂殿間口二間

瓦葺 神輿庫間口九尺 瓦葺 社寶 古鏡一面 銚二本 神刀

一口 神鏡臺 鱒口一個

社傳に曰く承平元年八月藤原秀郷の創建にして春日大神と稱し田原氏世代崇敬の社なり天慶三年四月本社へ鎧一領を奉納して神寶とす

藤原秀郷十世の孫足利又太郎忠綱か源三位頼政と宇治川の戦争に此鎧を拜領し奮戦しけるに身體大に疲勞せるにより陣中に此鎧を脱ぎ捨て尙も劇戦せり然るに彼の鎧敵人の目には只平たき石に見へしにより此より平石の鎧と稱す後此鎧を本社へ納めたり又夫より平石權現と改稱す貞享三年正月十九日根古屋廢城の

射る矢避けて身軀に當る事なし此鎧を本社に奉納せしにより避來矢神社と稱す治承四年四月故に脱けて避來矢の鎧と云ふ 藤原秀郷略傳に曰く天慶二年平將門道討の時此鎧を着して征伐しけるに敵の



際枋本村の今の社地に遷座し惣領守神となる根古屋城址元鎮座せる近傍を今に遷來矢由輪と云ふ享保十二年二月十七日を以て神位宗源宣旨を賜はり正一位を授けらる故に正一位避來矢大權現と稱す明治二年權現の稱號を止めて大明神と改む同五年十一月を以て大明神の稱號を止められて根古屋神社と改稱し本縣第三十九區の郷社に列せらる同十年七月行政區畫改正のため村社に列せらる現今の建物は貞享三年正月の建立にして社殿には二重の玉垣を繞らし石の華表は寛政二年二月從五位下兵庫頭佐野義行從五位下藤原朝臣右兵衛尉茂承の奉納にあり又神號の扁額には豊岡二位大藏郷并に秋嚴の揮毫せしもの二面あり其他銅又は石の燈籠、水磐等に至るまで規模宏壯美巧を盡し一大壯觀なり社境廣寬にして古松老杉蔚々蒼々として社殿を繞繞し瀟洒にして東に秋山川の清流に望み社城六百五十一坪にして神寂びて古致に富み人をして覺へず襟を正しくして敬せしむ社有財産五十五圓餘の利子を以て社殿修繕費に充つ不足あれば氏子の負擔とす毎歲四月二十日を以て祭典を行ふ

同町大字吉水字諏訪鎮座

村社榊神社 祭神保食命 建物 本社四口二間 拜殿四口四間 末社二社 氏子百七十戸

社掌安蘇谷正吉 本社創立詳ならず社城六百廿六坪を有す

同町大字新吉水字天神鎮座

村社天満宮 祭神菅原道真靈 建物 本社四口二尺五寸 拜殿四口二間半 末社一社 氏子六十八戸 社掌同上

本社勸請年月詳ならず社城二百三十七坪にして衆庶信仰の社なり

同町大字山越鎮座

村社加茂別雷神社 祭神加茂別雷命 天兒屋根命 菅原道真朝臣 建物 本社四口四尺 幣殿四口二間 拜殿四口三間半 神輿庫四口二間半 神樂殿四口二間半 石燈籠二基

末社三社 氏子六十九戸 社掌八下田眞澄

本社創立は大同二年五月五日にして山城國上加茂皇大神を奉遷したるものにして往古は加茂別雷大權現と稱す後菅原道真の靈を合祀す抑此菅原公の神體は金像にして田原藤太秀郷の守神として崇信し平將門誅伐の時躬自ら携帶せるものなりと其子千常本社に納めて合祀すと云ふ本社の裏に小池ありて此水を菊水と云ひ潺々と湧出し此下流菊澤川と稱し村落の灌溉に供す故に本社を菊澤神社加



茂別雷大権現と改稱すへき旨嘉永四年五月神祇管領長上より宣命ありしを明治維新の後加茂別雷神社と改稱し村社に列せらる社城千五百三十二坪字明菊山の半腹にあり境内には山菊ありて五月節より隕霜の頃まで咲き満ちて頗る美觀なり里民此菊を稱して雷菊と云ふ

同町大字戸奈良字鹿島鎮座

村社鹿島神社 祭神武甕槌命 建物 本社<sup>四口三間</sup> 拜殿<sup>四口三間</sup> 幣殿<sup>四口二間半</sup> 神樂

殿<sup>四口三間</sup> 末社一社 氏子<sup>二百六十五戸</sup> 社掌川田源治

本社創立は正治元年二月五日にして常州鹿島神宮を奉遷したるものなり社城九百五十坪を有す

同町大字小見字飯玉鎮座

村社天満宮 祭神菅原道真靈 建物 本社<sup>四口四尺</sup> 拜殿<sup>四口三間</sup> 末社六社 氏

子<sup>三十二戸</sup> 社掌安蘇谷正吉

本社創立詳ならず社城二百九十坪民有第二種にあり

葛生町

本町は舊葛生、中、會澤及び山管の一宿三村を合併して一の自治區をなせしものにして南方田沼町と相接し往來頗る頻繁にして近來一市聚をなすの觀なきに非ず地勢東方は出流山系連亘し來りて山脉起伏し田沼に走りて唐澤山系となり土地自ら高崇なり西は三好村に接し北は常磐村と界し其間耕地開け居るを見る町民は農商工にして葛生は商工多く殊に有名なる石灰産地なり其他は多く農業を營めり各地の風俗概して敦厚にして勵精勤勉し交際親密なり又道路交通の便に至りては田沼町に劣るも非ず四通八達にして縣道は栃木より來り田沼より集中し各地に走り里道亦此間に連絡し頗る便あり加ふるに佐野鐵道開通以來交通の利一層の利を加へ從て産業發達等近來大に見るべきものあり秋山川は町の西方を流れ南下し其他幾多の支流細川ありて頗る用水に便なりと云ふ

古來の沿革に付ては各地共往時佐野氏の累代領する所たりしか後葛生、會澤、中等は宇都宮本多家の所領となり更に館林城主の領地となり次て幕府代官の知行所となりしか明治維新の後に至り共に栃木縣に屬し一戸長役場の所轄となり次て町村制實施に至り舊町村分合の結果之を合併して一町となし葛生町と稱す本



町には郷社一社村社五社及び有名の無格社一社ありて其氏子戸數八百餘戸人口五千五百四十餘人あり

葛生町大字葛生字倭町鎮座

郷社八坂神社 祭神健須佐之雄命 祭日陰曆六月十三日 氏子百八十戸 社司毛利眞

守余田郷町大字多田住 社掌富田彌四郎余田大字七六番地住

社傳に曰く土御門天皇の御宇建仁元年の春に當り本郡到る處疫癘の流行劇しく勢益す猖獗なるを以て其年六月同郡牧村の郷民は疫癘解除五穀成熟を禱るため新たに一社を勧請し牛頭天王と崇む今の天王澤の地は即ち其故迹なり初め比企藤七郎能宗といへる人神主職を奉じたりしが後に氏を宮田と改む藤七郎能宗の子宮田外記能宣より累世相承けて其職を奉ぜり神威赫灼衆民倚安四隣無事なりき然るに降つて曆應二年に迨び洪水汎濫家屋を流出し人畜の死傷せるもの又算なし時に神殿漂潰して神幣水に従つて流れ終に山本の里今の葛生町を云ふに止り着く石川某之を拾ひ上げ神慮の存する所を忖り衆民と共に現今の處に一社を創建して崇め祀る本社の由來は即ち是なり後ち終に宮田氏隨從し來り尙ほ神主職を奉ず寶

永年間宮田を柴田と改め文政年間又た戸賀崎と改め明治の初年先祖能宣より三十二代の裔壹岐正精敏に迨んで再び宮田に復す當代彌四郎氏に到るまで三十三代の久しき統を更へずして本社に事つるは蓋だし神意の偶然ならざるものあるに似たり明治五年神號を八坂神社と改稱し葛生町外九宿町村の郷社と定めらる是より威靈彌よ驗著ならん

建物 本社二間銅葺 拜殿二間板葺 神庫一棟 石燈籠二基 石華表一基

末社十四社

境内地五百坪を有し倭町の西側にありて東向きに建てられたり東南北三面は町家を控ひ西僅に沃野を望む馬場を入りて兩側にいと大なる玉椿二株あり梅櫻又た枝を參へて春色の光景に乏しからず境内には重に杉銀杏檜の大木の蒼鬱たるを見る中に一際すくれて目覺しきはいと古ひたる杉の樹の三股に枝をひろげて遠く雲表に屹立せるものにして恰も高士一たび怒つて髮天を衝くの慨あり要するに未だ塵懷を脱せずと雖も長風蓬然清嵐の颯々たるを聞かば無量の清興萬斛の雅趣油然として湧き又た一勝區たるに妨げざるの地なり



同町大字葛生字泉町鎮座

村社鹿島神社 祭神武甕槌命 祭日陽曆五月一日 陰曆十一月十五日 氏子四百四十八戸 社掌村極榮次

全町大字全二百五拾地住

社傳に曰く桓武天皇の御宇延暦八年四月朔日坂上田村麿奥夷征伐の際天下太平祈願のため山本里常陸の北山奥に建立し鹿島太神と稱したるより創り靈現殊に著しきを以て後に葛生以北梅澤以北山中の十八ヶ村崇祀の鎮守となり星霜を経る三百九十九年治承元年の夏に當り霖雨の末疾風雷鳴劇しく起り石を飛ばし枝を折り其勢ひ凄なんと云ふばかりなし天地爲めに震ひ河海爲めに溢れ山崩れ谷嘯き家屋の破損人畜の死傷枚擧するに違あらず實に空前絶後の大洪水なり是時鹿島の神殿も此れがために流出し凡そ四丁程隔りたる處に止まりしに忽ち大蛇傍への岩窟より抜け出しと云ふこと口碑に残り今も其神殿の流れとまりし處を宮澤と稱し且つ大蛇の抜穴をも存せり今も尙ほ山脈の崩潰せる土中よりは往々朽木、埋木などを發見せるよしなり舊社殿に通ずる大門の迹僅かに存ず其長さ四百餘間あり又た鳥居の處に老杉二株あり注連曳杉と云ふ并は毎歲祭禮の時

注連を是の杉に張りて祭つるの例あるによりて此名ありとか文治年間右大將頼朝頼府を鎌倉に建し比ひ十八ヶ村の氏子祭禮の式に於ける座次を論じたる末終に分れて神靈を各地に分祀することとなり是に隨つて神官も又た各地に置れたりといふされ共就中當社のみは衆庶の信仰衰へず依然敬崇のもの日に其多きを加へ其威徳率いて各村にまでも及ぼせり弘長年間南家藤原右大將良定二十一代の裔次郎太夫吉政なるもの此地に來り一村を開き自ら神主となる地多く極を植ゆ故に村極を以て氏となす其子四人あり各地に散じて同じく神主となり氏を各別ち改めて持田村極矢部林の四氏となる大祖吉政より明治年間榮次に至るまで二十八代々本社に奉祀す當社は中古佐野家の崇敬する處となり高六十三石の神領を奉ぜられ徳川政府の頃は常に時の領主に欽仰せらる明治五年の改正に際し氏子一同相謀り葛生町の中央字泉町の西に新たに社殿を營み鹿島神社と改稱して村社に定めらる

建物 本社間口六尺二寸 奥行六尺 拜殿間口四間半 奥行二間半 末社六社

境内地一反十九步本社位置は泉町の西側にあり社は南向きにして南北町家を控



へ西には洋々たる田甫を望む茅軒其間に點々たり境内には疎林空濶幽邃清雅塵  
懷自ら洗ふか如とし

同町大字中字明神山鎮座

村社小藤神社 祭神天兒屋根命 祭日三月十五日 氏子百三十五戸 社掌石田茂壽金町大字全

本社は天正二年正月の創建なり古老の傳ふる所に因れば其頃藤坂與三といふ人  
あり或夜此明神山の側りを通行せしに赤兒の啼く聲頻りに聞へければ捨子にて  
もありなんと开處彼處尋ねしに夫かと思ふものはなければとたゞ圍り一尺長さ八  
寸程なる青白き石ありて啼聲は全く此より發しゐたりあまりの不思議さに與三  
此石を神種として小藤明神と祀れり依て其坂を藤坂峠ともいふよし凡そ宇宙の  
ことに於ける玄妙にして人智の較く判ずべからざるものあり蓋だし理の當に然  
るべからざる如きものにして事の應さに然るべきものある猶ほ小夜の中山夜啼  
石の人口に噲矣すると同一轍の如きものか暫らく口碑のまゝを記しをく附云藤坂與  
三は實に

建物 本社間口二四一尺小羽葺 拜殿間口三三〇五葺幣殿間口三三〇五葺鳥居一基 末社七社

境内地七百七十九坪 社有財産田畝一區三畝八歩  
山林五反二畝十五歩

明神山は大字の中央にありて田甫の中に屹立せり高さ五十間餘山の形圓るくし  
て甚だ奇なり本社は其半腹にありて巖石の山に築れたり境内は小松生ひ繁りて  
白沙と相映じ一幅の畫を見る如とし开は明治二十四年中氏子總代谷孫三郎氏外  
一名の奉納にかゝるものなりとそ其外には樹木多らねど二百餘年を経たらんと  
覺しき楓及び松杉檜の大木等見るべきものあり又た眺望に到つては西南人家田  
甫を隔て、小澤山に對し此山松に實み松葉を  
産す地方の名産なり秋山川其間を流る尙ほ西に谷津山を控へ  
東宮の入山に連り下都賀郡に界す風光明媚頗る吟筈を曳くの價あり又た本社を南へ距  
る田の中に與三の

墓といへる石あり然れども惟  
べし其文字は磨滅して明ならず

同町大字會澤字大海鎮座

村社大海神社 祭神上筒男之命 建物 本社間口四尺八寸 拜殿間口三三〇五葺 神輿庫間口二四〇半

祭器庫間口三三〇 氏子百 社掌 本社勸請詳ならず社域四百一十一坪あり

同町大字會澤字沖の澤鎮座

村社青木神社 祭神猿田彦命 建物 本社間口三尺五寸 拜殿間口二四〇半 氏子二十九戸



本社創立詳ならず社域百九十八坪あり

同町大字葛生字村檜鎮座

無格社淺間神社 祭神木花開耶姬命 祭日陰曆四月初五日

氏子二百三十三戸

社掌兼務

村檜榮次 全町全大字二  
百五箇地住

惜ひ哉本社の創立年月は詳ならず唯だ舊記に傳ふらく天正十八年徳川家康の覇府を江戸に開くや臣僚柳原式部太夫康政をして上野國邑樂郡館林に藩鎮たらしむ康政頼に敬神の志あり本社を崇敬すること常に篤つし事家康に聞へ遂に台命を承けて本宮には富士淺間大神、中宮には粟島大明神、稻荷大神、金精權現、道了權現を併せ祀つり玉垣拜殿、神樂殿、鳥居等をも創建し天正十九年を以て遷宮式を執行す翌文祿元年八月全く其功を竣り造營の奉行は石川佐治右衛門是を勤めしといふ其頃奉仕の神主を村檜加賀と稱す名望一郷に著しき人なり寛永九年康政の嫡遺江守康勝の嗣子松平式部太夫忠次、安川角之丞、石黒喜左右衛門を以て奉行となし本社中宮修復のことに衝らしめ同五月朔日を以て遷宮の式を行ふ後承應元年九月十五日館林城主松平和泉守乘壽の代に到り奉行内山五兵衛、石田曾

兵衛をして再建の事に衝らしむ今の宮殿は即ち之なりと要するに本社は世々館林城の鬼門鎮護の神として崇祀せられたるを以て當時に於ける神の威徳は熾んなる者にて有しなり明治五年の改正に際し今の祭神に更たためて淺間神社と稱す

建物 本社四口一四半  
奥行一四半

拜殿四口四四半  
奥行二四半

末社五社

境内地三反二畝歩字村檜の中心より南北に當つて蜿蜒山脈の連なる處中に一岡丘の峙つあり之を村檜富士と稱す頂上は即ち本社のある處なり宮殿は南に面し馬場大門は坤向きにして即ち館林城よりの鬼門に當れり山上の眺望は田野山嶽尺幅の間に其明媚なる風光を集するを得可く眞に眼界の雄大なるを覺ゆ境内は松杉椈の類鬱鬱として翠綠滴る如く煩襟頓に消滅す遠山紫に近水明なるの狀眞に天然の畫圖を爲し薰風松籟を送り來つては身は已でに詩中にあるを感せん若し夫れ玉塵紛々として空林枯木香りふき花を咲かしめ白銀の天地と變じたる曉き試みに此丘陵に對せば蓋だし宛然小芙蓉峰を望むの想あるべし

常磐村

本村は仙波、牧、豊代、の舊三ヶ村を合せしものにして其面積千七百四十町餘歩に



して地勢東北一帯山脉連り北は高原山系あり東に出流連脉あり土地自ら高峻西南の一部平坦にして田圃開くるを見る南方葛生町と土壤相界し三好村及び氷室村は西及び西北にありて本村と相接せり村民一般に農工を業とし勤勉の風あり道路は一條の假定縣道あり葛生町より來る其他里道貫通して交通の不便を感ずるに至らず秋山川は北より南に流る其他數條の支流ありて用水灌漑の便を之に仰けり

各地往古の沿革に就ては仙波農代の兩村は往時佐野氏の所領たり後ち宗氏の所轄となり牧村は幕府代官の支配する所にして後又宗氏の所領となり明治維新に際し日光縣に屬し更に栃木縣所轄となり各戸長役場に分屬せしか町村制實施に當り合併して現時の一村となるに至る本村には村社三社ありて其氏子戸數五百三十餘戸人口三千九百三十餘人あり

常磐村大字仙波小字伊與鳥屋山鎮座

村社今宮神社

祭神天津兒屋根命

祭日大正曆三月廿八日  
小曆十一月十五日

氏子百八十五戸  
惣代五員

社掌天笠範

十郎同村大字  
五十町地位

社記に曰く天慶二年平將門叛するや藤原秀郷を以て鎮守府將軍となし兼ねて追討の命を賜ふ秀郷逆賊鎮滅祈願のため同年十一月十五日を以て本社を創立し丹誠を凝らし身心を抽んで遂に勤戮の功を奏せしかば其子孫に到るまで代々崇敬して奉祀を怠らず遂に佐野修理太夫昌綱の代に及んで同氏大檀那となりて宮殿を修造せり其頃は二十餘町歩の社領ありて佐野家の總鎮守と稱し又た之を管理する別當職には光明寺なるものありて頗る壯觀を極めしか今は僅かに數反の畑を有するに過ぎずして坐ろに輪奐の美を盡せし往時を追想せしむるの紀念たる二三の寶物等の存在を認むるかため却て一度本社に詣てし者をして轉た懷舊の情に堪へさらしむ事績已てに斯の如くなれば明治五年社格改正に際し田名綱小屋上下仙波牧柿平水ノ木秋山八ヶ村の郷社に定められしか同十年八月の縣令に依つて村社に改定せらる

建物 本社間口六尺  
奥行五尺

幣殿間口二間  
奥行二間五尺

拜殿間口二間半  
奥行二間

雨覆間口二間半  
奥行三間半

神樂殿間口二間半  
奥行三間半

寶庫

間口八尺  
奥行九尺

末社十五社

石壁社前長さ十五間高さ一丈二尺なり明  
治九年氏子森下職作の寄進に係る

石燈籠七基

境内地千四百拾

坪 境外社有地畑三反五歩其他山林  
若干あり

寶物 短刀一口長さ九寸五分野紅紙を以て包む  
藤原秀郷公の守刀なりしと云ふ

水入瓢一



箇一尺あり 神社位記 一卷正徳四年從二位 大般若六百卷近衛天皇の久安五年願主平忠常の妻藤原氏祈願のため何快圓に命じ大般若六百卷を切寫し

之を當社に納め元暦元年十一月廿三日より慶應年間まで毎年展讀せしめ來りたり今や寫本は朽敗散收拾すべからざるに致れり見るべきもの僅に數十卷に過ぎざるを以て寛文十一年弘長なるもの願主となり寄附したる板本の六般若經六百卷を之に併せて共に保存せり

古棟札二枚表に奉土吹今宮大權現とありて裏に大體那藤原信綱藤原光俊永享三年辛亥年八月別當實生寺大法師榮俊とあり 他の一は下野庄仙波奉修別當權少僧都昌俊大權那藤原

殿月坊少取 本村里道を入る八十間餘渺漠たる耕地の上に嶄然屹立せるの小丘を見る

之を字伊與鳥屋山と云ふ本社は即ち其頂にあり五十三段の石階を上りて漸く

社頭に達すへし又た本社より右の側に當り五十五階の石磴あり其上に天照大神

を祀り嶺の宮といふ此地北方山嶽を負ひ他の三面は洋々たる田圃にして快濶の

氣を吸ふを得へし加ふるに境内老杉蔭蔭枝を參へて天日を洩さす其幽邃清雅は

地方稀に見る所若し夫翠滴るの朝風清きの夕此境に遊は、登臨一番邪念の頓に

散するを覺へむ

同 村大字牧字九通鎮座

村社菅原神社 祭神菅原道真靈 建物 本社間口三三三 枋葺 拜殿間口三三三 雨覆間口二二二

二間 雜舎一棟 木鳥居一基 氏子二百三十二 社掌小松原仙三郎今村大字豊代

本社は貞和二年九月廿八日の創立佐野越前守成綱の勸請にして筑紫大宰府安樂

寺より奉遷すと云ふ社城二百三十二坪を有す往古は天神山の中腹に在りしを正保年中今の地に移遷し今は該山の東麓に位し東に向ひ前は田圃を隔て秋山の清流滾々として耳を洗ふに足る境内には古杉老槻一丈八 櫻等ありて頗る幽邃にして雅致あり

同 村大字豊代字中澤入鎮座

村社箱石神社 祭神大國主命 建物 本社間口二二二 拜殿間口九二二 末社二社 氏子

七十戸 社掌

本社創立は鎮守府將軍藤原秀郷にして天慶二年なり其後天正元年佐野修理亮宗綱修繕を加へ享和三年本社祝融の災に罹り后再建す寶曆十二年四月十日神位宗源宣旨を以て正一位を授けらる社城二百五坪を有す

同 村大字豊代字石澤入鎮座

無格社保呂羽神社 祭神事代主命日本武命 祭日 陰曆朔十六日 建物 本社

間口五尺 枋葺 雨覆二間 幣殿間口二二二 拜殿間口二二二 各杉皮葺 末社四社 石標三所

木鳥居一基 石華表一基石澤茂八 奉納 石燈籠二基寶曆十三年天明町 同燈籠二基文化十



石唐獅子二基 手洗磐一基正徳元年奉納 寶物笈 金剛杖 香臺伯信上人の遺物 佐野源左衛門常世奉納の馬具及ひ天徳寺法印の守本尊 古畫幅 氏子七十三戸 總代七員 社掌島山巨全戸全夫字 六二番地住 本社創立は長祿元年正月にして伯信上人の勸請なり

本社は出羽國庄内領八鷲に鎮座せる金峰山神を遷祀したるものにて往古は金峰山保呂羽大權現と稱し衆庶崇信の社にして享保六年八月廿一日神位宣旨を以て正一位を授けらる維新に際し權現號を止めて保呂羽神社と改む又本社は卅三年毎に開扉の例あり文祿四年十月本社再建の舉あり后寛文四年十月十八日の再建にして頗る輪奐たり拜殿は寶永五年正月四日の造營にあり社域九十三坪境外坪數一千九百四十四坪高燥の地にして境内には老樹蒼蔚として圍繞し又白櫻ありて花時には恰も雪に埋るゝか如く此金峰山に詣するところの騷人詩客多く來る

### 氷室村

本村は柿平、秋山及ひ水木の舊三村を合して一自治區と爲せしものにして全村の面積千五百二十餘町歩に達せり地勢高陵にして山嶽多く平地少にして東北は一帶の山脉連亘して境界を限り氷室山十二岳等此間に聳立して上都賀及ひ上野

の勢多郡と界し西は野上村に隣し漸く土地の開くるを見る南は常磐村と相接せり本村郡内は山丘の多き地にして高山も亦實に此地に在り村民は農耕を専務とし木材薪炭業に従事するもの亦多し縣道は秋山水木を通し葛生町に達すへく其他幾線の里道なきに非さるも山間の地方にて交通の便多少欠くるものなきに非ざるなり秋山川は本村氷室山より發す本村此川により用水路を開き灌漑に供す古來の沿革に就ては各村共往時本多上野介の所領たりしか后幕府代官の領する所となり后又幾多の領主を代へしか明治維新の後日光縣の管轄となり次て栃木縣に屬し同一戸長役場の支配となり更に町村制實施に當り合併して一村とはなりぬ本村には村社三社及ひ有名の無格社氷室山神社外一社あり其氏子戸數三百餘戸人口二千四百四十餘人あり

### 同村大字柿平北之内鎮座

村社富俵神社 祭神大名持命味稻高彦根命 田心比女命 祭日陰曆三月三十日 建物 本社白木總彫物 遺蹟一文餘

幣殿四口二間 奥行二間 雨覆四口二間 奥行二間 拜殿四口五間 奥行二間 萱葺 末社二社 木鳥居一基 氏子百三員 總代三員 社

掌田濤仙郎全戸大字全 十三番地住



本社の創立年月日詳かならずと雖も文久三年白川伯王殿の勸遷にて正一位の宣旨を授けられ共に神號の扁額を下し賜りて今尙存せり維新の際村社に列せらる社境は里道の西側にあり社域三百七坪高燥の地にして石礎十二階登りて拜殿に達す境内には梅櫻常磐木交接して相連る殊に楓の老樹ありて神々しく感せらる

同村大字秋山字諏訪鎮座

村社諏訪神社 祭神健御名方命 建物 本社四口五尺 拜殿四口五尺一尺 末社三社

華表一基 氏子百四十九 社掌萱原重安全村全大字

本社創立年月詳ならずと雖も往古より一村の産土神にして大字秋山の東端に位し社域三百廿三坪高燥の地にして古杉老檜翁蔚として深遠なり

同村大字水木字岩澤鎮座

村社鹿島神社 祭神武甕槌神 建物 本社四口二間半 拜殿四口五間 末社三社 氏子

六十八戸 社掌田濤仙郎全村大字 本社創立詳ならず社域六百三十一坪を有す

同村大字秋山小字氷室鎮座

無格社氷室神社 祭神大山祇命 祭日三月廿日 氏子百五十九 社掌萱原重安同村同大字

本社は元と安賀部山神と稱し安蘇郡の北隅安蘇川の水源なる字氷室に鎮座せしものにて人皇五十九代宇多天皇の御宇仁和元年秋山村開闢の時勸請せしものなりと傳ふ其後天保五年江戸に大火あり當時領主宗對馬守の館已でに危ふく見へければ不取敢領地内なる安賀部山神へ火難退除の祈願をなし精神を罩めて三度拜伏するや否や其誠神に通ぜしと見へ何人の手にも餘りしさしもの大火も鎮まりて無難なりしを以て感喜に堪へず是れか禮意を表せんため對馬守は遙る上京して大に本社のために盡す處ありたりといふ元とより其頃の事なれば九重の雲深く鎖ざし禁廷の摸様などは知るに由しなすと雖も夫れかあらぬか果せる哉遂に帝の敕聞に達せしと見へ弘化四年十二月十七日を以て正一位氷室山神との敕宣を下し給ふ畏しと申すも中々に愚なり今其語しを得たれと 其他に種々の事績あれ共姑らく之を畧す

建物 本社四口十尺 板葺 拜殿四口五間半 皮葺 寶庫四口九間 雜舍四棟 境内地千五百坪

寶物不見引幕一張煙々火地に當欄を金にて懸ふ 御神酒器一組松平加賀守より國産 太刀一本有馬芝藩

納にて無 小太刀一本奉納は非伊掃部頭 外に種々あれども畧す



本社は大字秋山に峨々として霄漢を磨するの高峰あり之を氷室山となす本社は即ち其頂に鎮座す眸を放つて四邊を眺望すれば東に筑波加波足尾の諸山を臨み大瀧百川の釜淵等は衽席の下に點々指顧すへし西は赤城の脈を隔て淺間山に對すべく北に日光中禪寺足尾銅山那須嶽磐梯山を望むべし若し夫れ南方視線の極まる所に至つては東京横濱は勿論豆州熱海の風光を眼中に收むるを得べし亦た是塵懷を脱するの別境なり

同村大字柿平小字湯谷鎮座

無格社溫泉神社

祭神武甕槌命  
少名彦命

祭日陰曆四月一日  
九月十九日

建物本社自木影形  
造高一丈餘

雨覆四口二間  
奥行二間

拜殿四口三間萱茸

木鳥居一基

末社六社

氏子信徒六十三戸  
惣代三員

社掌田濤仙郎全村大字全  
十三番地住

社傳に曰く當社は往古湯谷權現と號す又此社地をも湯谷と稱へ溫泉涌出せし所にして縁記にも古昔溫泉ありて浴客群集せり中古天正年間浮浪の徒此社地に屯集し溫泉に浴するを名とし叛を謀る事上聞に達し當國唐澤山の城主佐野氏命を蒙り征討の際鮮血淋漓として社地及泉原を瀆せしにより忽ち溫泉變して冷泉となると縁記及古老の口碑に傳ふる處なり然とも今尙浴客群集益々年に月に盛ん

なり社域六百三十一坪にして後ろに高山を負ひ山端に位せる丘陵にて六十七階の石磴を踏みて本殿に達す境内には古杉老樹森々蒼鬱として繁茂し春は梅櫻馥郁と薰香を發し初夏の如きは藤色爛熳樹上に蟠垂し秋季は滿山の紅葉本社を輝し其眺望實に言語に盡し難し實に山水明美の佳境なり

因に曰ふ本社再建の際明治廿二年五月氏子村民等が本社之神徳を不朽に残さんとして本社の由緒及古老の口碑等を録して一大碑を社側に建設せり

野上村

本村は白岩、御神樂、長谷場及ひ作原の舊四ヶ村を合併して一の自治區をなせしものにして其面積約二千百三十町步餘にして地形東西狭く南北に延ひ野上川は殆ど中央を貫流し北より南に向て流下し彦間川に合し旗川となりて渡良瀬川に注けり東は氷室村に西は飛駒村に界し南は三好新合の兩村に接し土地高峻にして山脉全村に亘れり村民は農耕及ひ木材薪炭業に従事し風俗朴直勤儉の風あり交際親密にして敬神の志厚し

本村は山間の地方にして道路交通に至りては便なりと云ふ可からず只葛生街道



の北方作原に通ずるものあるのみ又里道に至ても稍々各所に通ずるを見るのみ然れとも名勝なる蓬來山唐澤山神社の部に詳記すありて春秋の候には遠近の士女來り遊ひ往來頻繁なり

古來の沿革に就ては各村往時は共に佐野氏の所領たり後又共に幕府代官の知行所となり更に相分れ各々領主を異にし次て明治維新に及び日光縣に屬し更に栃木縣の所轄となり次て町村制實施に當り相合して一村となし野上村と稱す本村には村社四社及び有名は無格社一社ありて其氏子戸數三百四十餘戸人口二千五百七十餘人あり

### 野上村大字白岩鎮座

村社宇都宮神社 祭神大己貴命 祭日陰曆四月三日 建物 本社間口九尺枋葺 幣殿間口九尺

行二間 拜殿間口三間 板葺 前殿間口六間 萱葺 鳥居一基 石燈籠二基 末社八社

氏子五十戸 社掌影山志善本村大字全

社傳に曰く往昔は宇都宮大明神と稱し天文元年九月九日の創立にして元祿十五年二月十九日を以て神祇管領長より正一位の宣旨を賜はり享保五年九月本社修

繕を加ひ其后安永七年九月本社を改造し頗る壯麗を極む寛政元年地頭彦坂民之助より米壹石金一兩御祈願料として寄附せられしより年々歳々崇敬を加へ常例として奉納あり維新版籍奉還に際し止めらる本社には卜部朝臣兼雄の眞筆及地頭彦坂氏源德純の揮毫せし額面現在せり明治五年社格改定に際し村社となる神主は往古より影山家にて累代奉仕せり社域千一坪にして社地は本大字中央小字白岩にあり本社南向寒村に稀なる平旦の地にして田甫接續し民家所々に點綴す境内の東北には銀色の巖山奇崖巍然として特立宛も青天に白雲の變遷するか如きの觀を呈せり昔人之を稱して白岩の村と云ふ本社の周邊には老杉古樹森々蒼鬱として晝尙暗く就中神木と稱する杉は周圍二丈に垂んとして雲表に聳ひ遙に望むも其社地たるを知る西の側に接する村立尋常小學校あり其結構美觀を極む東奇岩の下に醫師神社あり後山の絶壁せる奇峭は風景絶佳にして山水の幽邃なる眞に仙境に入るの思あり

### 同村大字御神樂鎮座

村社宇都宮神社 祭神大己貴命 祭日四月三日 氏子五十戸 社掌石田盛吉本村大字全



本社の由緒として記すべき程の事柄今に傳らざるは惜むべし今少しく地誌上より之を観察する時は本村は元と佐野庄に編し野上郷と稱して累世佐野家の所領たり降て元和二年本田上野介代り領するや野上を割いて御神樂上下長谷場白岩作原の五ヶ村となす蓋だし御神樂とは例年九月九日の大祭に氏子一同にて神樂を奏せしにより其地をは自然斯く呼び習はせしより名つけしならん元和二年より殆んど四十五年を経て万治三年に到り本田氏に次で館林宰相右馬頭之を領し翌寛文元年より天和元年迄恰も二十一ヶ年に渉る次で天和二年より水野内膳正知行所となり連綿として明治年間に到り日光縣の管轄を廢して枋木縣に移り爾來漸く村制實施の隆運に遭逢するを得たりしなり故に本社も亦た土地に伴ふて幾多の變遷を経來たりしには相違なきも之を詳に語るの史料なきを如何せん唯た舊記に傳らく後一條天皇の長元元年本社を再建せりと今より指を屈すれば已でに八百六十九年の昔しに再建のことありたるなれば其勸請年號の如何に悠遠なるかは想像し能ふ所なるべし維新前は三月十五日六月十五日九月九日を以て毎年大祭を行ひ小祭は毎月之を行ふこととし祭式の如きも祭幣組九組ありて輪

番に神事を補助監督し極めて莊重を旨とせしといふ就中正月七日の矢的祭は其の重なるものなりき又た御神樂の里は古より蓬山城の一の固めの場なりと言へ傳ふて其名地方に著しかりき地頭水野石見守の歌に「笛太鼓囃子の音は聞へねど誰か言ひ初し御神樂の里」其后吉田殿學士青山筑前直虎歌に「神わざのうつこはあれど御神樂の里の御神樂とふとかりけり」云々 建物 本社四口八尺 拜殿三間 境内地九百五十四坪位置は大字の中央に位し里俗宮山と叫ふる丘陵の半腹にあり西向きの建設にして社前は潺湲たる蓬萊川の流れ一帯の白布を敷きたる如く一直線を畫して南に向ひて奔れり水面より社頭迄高さこと殆んど三丈餘岩奇疊々碧苔滑なり境内には松杉樞の老樹枝を接して自ら幽趣あり眸を東北に放てば婉々たる山岳其極まる所を知らず頗る銷夏弄秋の境に適す

同村大字長谷場小字神長谷場山鎮座

村社大鳥籠守神社

祭神日本武尊

祭日大祭陰曆三月十五日九月九日

建物本社四口九尺銅葺

幣殿四口九尺五葺

拜殿四口三間五葺明治十七年再葺

前殿四口五間葺

石燈籠二基

末社五



社 木鳥居一基 社有財産御供田四畝拾歩 氏子百四戸 掌日野織衛全村大字全三七箇地住

社傳に曰く本村は往古野上郷なるが元和二年分村して作原白岩上下長谷場御神樂の五ヶ村となる其當時上下長谷場の兩村鎮守兩社大明神と稱するは本社にして神長谷場山の麓に鎮座す創立年月遠遠にして詳かならずと雖も元祿十四年正月神祇官統領より正一位の宣旨を賜はり古老の口碑に往古佐野家に崇る事ありとか故に佐野左馬介重綱か本社を再建して本村古百性四拾八名か列席して正月一日同月七日の兩日には干柿生栗菓子根ふか鯉節昆布白赤の餅七品に神酒を備て祭典する例あり又陰曆六月十五日には小麥のふかしを獻て祭る古例式あり本社の大門前の馬場は巾九尺にして百十五間あり社域七百七坪高燥の地にして境内には老杉周圍一丈三尺餘と古榎又は梅柳の大木ありて蒼穹たり北は山高く西に野上川の滾々たる音を聞く前には田甫開けて風氣快爽なるを覺ゆ

同村大字作原鎮座

村社宇都宮神社 祭神大己貴命 三瀧彦命 祭日陰曆四月一日 建物 本社四二四坪 銅葺 幣殿二四二坪 五葺 拜殿四三二坪 前殿四六四坪 鳥居一基 石燈籠二基 盥漱水石一基 末

社五社 氏子百三十六戸 社掌影山志善全村大字自持十九箇地住

社傳に曰く本社は往古獅子大明神と稱す本村を御神村といふ本社は從五位下安房守廣綱佐野小太郎の勸請にして建武二年九月九日の創立なり其後宇都宮神社と稱へたり安永二年三月朔日神祇管領長より慈現の尊號賜はり宇都宮慈現大明神と改稱せり其當時卜部朝臣兼雄公の揮毫せし扁額を下賜せられて今尙存せり文化二年村民再ひ本殿を改造し其結構頗る壯觀を呈するに至れり明治五年村社に定めらる別當職は往古より眞言宗眞如院なりしも維新の際神職安蘇谷主馬の受持となり繼て安蘇谷東の兼務となり同十二年二月より同村影山宇善の受持となり同十七年九月同志善の奉仕する處となる社域五百八十六坪にして一等里道の左傍本大字中央字岡庭の平坦の地に鎮座し本社は東南向にあり西北は連山蜿蜒として蓬萊山の故城趾に連り東南は開豁民家所々に點綴し野上川は其間を環流して田畝に灌漑せり春花の曙秋山の紅葉山野に満つる時文人墨士蓬萊泉山の名勝古蹟を探訪するもの必ず杖を本社に曳く境内には古杉老樹鬱蒼として蔚蔚たり就中神木と稱する古杉は周圍二丈餘傑然として青天を摩するか如くにし



て古色靄然たり仰けば神威彌々尊く俯ては野上川の滾々たる聲を聞くへし

同村大字作原鎮座

無格社野上岩嶽神社 祭神市井島姫命 磐長姫命 祭日陰曆三月十五日 九月九日 建物 本社間口四尺二寸 奥行三尺三寸 銅葺

幣殿間口八尺七寸 奥行七尺五寸 板葺 拜殿間口三間 奥行二間 小羽葺 前殿間口五間 奥行三間 蘆葺 末社五社 鳥居一基 石

燈籠二基 牝牡獅子二頭 氏子三十一戸 社掌同上

社傳に曰く往昔本村は岩嶽村と稱し鎮守は本社にして鎮守府將軍藤原朝臣秀郷安藝國嚴島神社を唐澤の城内に遷座せしか濫觴にして后從五位下安房守佐野小太郎廣綱か建武二年九月九日を以て當地に勸請し后亦伊豆國加茂郡雲見嶽神社を遷座して合祀せり爾來五十餘戸の鎮守となりぬ文祿四年十二月一日宮殿を建再す明曆三年十二月一日修繕を加へ延寶六年正月七日日本社改築す享保二年三月十五日神祇官統領神祇伯雅冬王より正一位の宣旨を賜はり同王の揮毫せし神號の扁額を下し賜りて今尙存す其后氏子絶家して廿六戸となる后氏子信徒擧て祠殿を彩色し其結構燦爛として輪奐たり本社は往時より鎮守たるも明治五年社格改定に際し惜むらくは無格社となる故に氏子等の遺憾千歳と云ふ可し本社往古

より別當職は萬壽院にて奉仕維新の際より安蘇谷主馬の受持となり繼て安蘇谷東の兼務となり明治十二年より本村影山志善の兼務となり續て影山志善の奉仕たり社域一千百五十八坪にして本郡田沼町より蓬萊山に通する街道にして字下作原の中央に位する丘陵にあり大門迄七十餘間の馬場あり本社正南に向ひ街道は本社の右傍を通じ野上川の急流沿々として其西南を迸流す東北は愛宕山の懸崖の絶壁直徑百仞にして黒嶽山は巍然として屹立し北は矢嶽前澤の諸山連然蜿蜒として蓬山の故城趾に至り南面は田甫接續して民家所々に點綴す本社の周りに老杉鬱蒼として天日を洩さず晝尙暗く寂寥として識らず敬神の念を起さしむ加るに神木と稱する古杉は周圍二丈五尺矗立雲表に聳ひ遠くより望むも其神社たるを知る實に其神々たること仙境に入るが如くなるべし

新合村

本村は閑馬、下彦間、梅園及ひ山形の舊四ヶ村を合し一の自治區となせしものにして地形東西に狭く南北に延び平行四角の形様をなし東は野上三好の兩村と境界相接し西は足利郡と郡界を交へ南は赤見村に北は飛駒村と隣し村内山陵岡丘



起伏する者あり土地又自ら高さものあり彦間川は源を飛駒村の山嶽の澗より發じ南流して本村を南北に貫流し舊各村皆其沿岸にあり支流又村内を流れ沿岸土地自ら拓けるあり又道路交通に至ては田沼を経て山形梅園閑馬下彦間の各地を連結し飛駒村に至るあり其他里道數線ありて不便を訴ふる事なしと云ふ  
古來の沿革に付ては往時藤原秀郷の領する所にして佐野氏相繼ぎ後幕府代官の所領となり后又宇都宮氏に屬し更に井伊家の所領となり次て明治維新の際彦根藩の所轄となり次て栃木縣の管轄となり更に町村制實施に當り合併して一村となる本村には郷社一社及び村社三社ありて其氏子戸數五百餘戸人口四千四百二十餘人の多きを有す

新合村大字閑馬字宮内鎮座

郷社示現神社 祭神大己貴命事代主命豐城入彦命 祭日 朔日 建物 本社間口二間  
拜殿間口三間 幣殿間口二間 神樂殿間口三間 華表一基 末社六社 氏子二百五十二戸 社司木村眞曉合符全

本社勸請は慶長十五年にして當國二荒山神社を奉遷し示現神社と稱す明治五年

郷社に定めらる社域千百五十八坪平坦の地にして老杉古樹翁鬱として晝尙暗く四境田甫に接し郡内屈指の社境にして風致頗る幽邃なり往古より神職は木村家にて代々奉仕怠たらずと云々

同 村大字下彦間字宮前鎮座

村社宇都宮神社 祭神大己貴命 相殿田心姫命豐城入彦命 祭日十月一日 建物 本社間口三間 枋葺 幣殿間口二間 拜殿間口三間 銅葺 神樂所間口二間 神饌所間口三間 末社三社 華表一基 氏子二百三十四戸 社掌小野清造同郡佐野町郷社

本社は元和三年の創立にして往古は宇都宮大明神と稱し當國二荒山神社の分靈を勸請せし社なり中頃慈眼大明神と改稱し后明治三年宇都宮神社と復舊し同五年第九大區九小區の郷社に定められ衆庶尊敬の社なりしか同十年行政區劃の都合により村社に列せらる社域二千三百廿六坪平坦の地にあり社殿巨大美觀にして境内及び長馬場凡三丁餘には古杉老樹蔚然として生ひ繁り神寂ひて雅致あり近年地方の有志者相議り同村岩下翁の事蹟を録したる一基の碑石を社傍に建つ従一位久我建通公の篆額正七位葵川信近の撰文にして戸田少教正の書なり



同 村大字梅園鎮座

村社八劔神社 祭神日本武命 建物 本社間口四尺 拜殿間口二間半 幣殿間口二間二尺 神

樂殿間口五間半 末社六社 氏子約七戸 社掌岩上登

本社創立は天文年中本村信仰により尾張國熱田大神を奉遷して鎮守神と崇敬す  
社域民有第二種にして百四十一坪を有す

同 村大字山形鎮座

村社人丸神社 祭神柿本人麿 建物 本社間口五尺 拜殿間口三間 幣殿間口二間半

末社七社 石燈籠一基 氏子約二十四戸 社掌藤掛數間

本社創立年月詳ならず社域六百廿一坪を有す

飛 駒 村

本村は地域現時の新合村と接し上彦間下彦間とは素より離る可からざる種々の  
關係なきに非らず雖も上下彦間を一の自治村となすは地域に於て廣大に過ぐる  
感ありて本村は舊上彦間村一村を獨立せしめ以て一自治村をなせしものにして

其幅員東西一里南北三里餘面積四千六百五十四町餘歩を有せり地勢北より東に  
亘りて山脉重疊連亘し西一帶亦幾多の山脉起伏して足利郡との郡界をなせり根  
本山は本村の東北端に十二岳は西北端に聳ひ高嶽を以て名あり東は野上村に隣  
し南は新合村に接し全村土地自ら高峻にして中央より以南は南下するに従ひ低  
くして其間耕地開くるあるも全村の面積の十分の二位に過ぎず村民は農耕を營  
むものあれと多くは木材薪炭業に従事す土地凌角にして到底農業の利を得るに  
難きに依れり其物産として木材薪炭の外近時養蠶製糸業の進歩し産額少なから  
ず且紙及び石灰等を産せり

古來の沿革に就ては往時佐野氏の所領たり尋て佐野信吉領地を没收せらるゝに  
際し幕府代官の支配となり後幾多の領主を経て寛永十年中彦根井伊家の領地と  
なる明治維新の際彦根藩の支配となり然して明治四年栃木縣の所轄となり町村  
制實施の際一村獨立して一自治村となり飛駒村と改稱す本村には村社一社及び  
有名なる無格社根本山神社外一社ありて氏子戸數五百十餘戸人口三千二百三十  
餘人あり



飛駒村大字上彦間小字宮原鎮座

村社駒形神社

祭神天兒屋根命大己貴命

祭日大四月十五日

氏子五百十八戸

社掌藤倉若丸同村大字入

小野清二同村大字上彦間三二番地住  
神山信貞同村大字同三二番地住

本村は舊麻郡今安藤郡佐野庄に編して遠原の郷と呼びしか

后ち上下に分かれて上遠原と稱せらる其頃は草より出で草に入る月の武藏野

ならなくに只た茫々たる山野にして頗る野馬を蕃息せり時に治承年間二頭の良

馬出づ一は土人上遠原の中央なる毛野山の麓に獲一は脱して下遠原に至り止る

遂に二つながら之を擒へて源頼朝に献ず即池月磨墨にして共に公か秘藏の逸物

とはなれり故を以て上遠原を飛駒村に下遠原を閑馬村に改め産土神を駒寄正八

幡宮と稱して創立せしもの即ち本社之濫觴なりと

按ずるに池月磨墨の良馬も元々は野馬のこととして  
傳にして駒寄正八なりしならん故に其走ること

飛駒こさくなるを以飛駒と改稱し又山の一頭は飛び出して下遠原に至り閑まりし故閑馬村と稱せし者なるべし殊  
に今も木村の字に中木戸又た中木戸川などあるを以て見れば牧場の木戸に充てたる所の名を存するものと想はる其の創立の年

號は詳ならざるも右の口碑に依り察するときは恐らくは七百餘年以前の創設に

係る古社なりしことは疑べくものあらず其后天文十一年三月駒方大明神と改稱

し降つて元録四年三月宣旨正一位を授けらる明治六年社格改正の際改めて駒形

神社と稱す傳ふる所の由緒正に斯の如きのみ因に云ふ元との飛駒村も后ち又上

下に分ち寛永十年四月江州彦根の城主井伊候の領となるに及ひて彦根の彦を用

ひて彦間と書き改ためしが明治廿一年町村制實施の際復た飛駒に改たむ 建物

本社間口九尺  
奥行六尺小羽草

拜殿間口三間半  
奥行二間半瓦葺

神樂殿間口六間  
奥行三間半茅葺

石華表一基 境内地干

七百三坪本大字の中央平地にあり宮殿は南向きにして四方廣濶人家の點々たる

を見る前は飛駒の流水潺湲として晝夜を舍てず風籟と相和し琴瑟を聞くが如と

し境内には杉檜檜の大木あり緑り濃やかに適ま異禽の啾聲を弄するあり真に耳

目を爽やかならしむる別乾坤なり

同村字根本山鎮座

無格社根本山神社 祭神大山祇命

祭日四月二十四日  
十一月十五日

信徒五百十八戸

社掌藤倉若丸同村大字入  
彦間四二三番地住

小野清二同村大字  
上彦三二番地住

當社は天正元年四月一日先師良西行者の創立にして世襲の神地靈

場たり舊記を按ずるに往昔役行者富士山に上ほり東北を臨みしに瑞雲天に懸く

の山あり即ち其雲を指して至れば雲の根方に古木蒼蔚として青苔滑かに荆棘途

を埋めて怪岩地に峙つの奇峰あり故に之を根本山と名づく後ち弘法大師東國飛

錫の時登山して之れ神靈擁護の地なり後世遠近の輩群參の靈場となるべしと云



へり果せる哉幾星霜を経て中興の法印良西桐生川の流れにしたるひ登山して相承の秘法を修し嫡々相傳ふる二百餘年始めは信徒等參詣せんとせしに山中霹靂鳴動して咫尺を辨せざるか故に登山すること能はざりしが苦練修行の効空しからず遂に是の靈境を開らき信心の輩無羨に登參するを得るに到りしなりとかゝる由緒あればにや舊領主井伊掃部頭は本社を祈願所と崇め毎歲祈禱を執行して神札を拜受するの例あり又た高家宮原彈正大弼旗本野々山丹後守横瀬美濃守等も同じく神札を拜受して金穀物品を寄進すること其例となれり且つ天保二年四月徳川家慶公の妾歌浦殿病氣の際も當社永良印師御召を蒙りて本丸に登城し病氣平愈の祈禱をなしたる効により紫縮緬幕を寄進されたり今ま神札に對する毎年の寄進高を列記すれば左の如くなりき 金千匹御供米二俵領主井伊侯より金二百匹御供米二俵野々山丹後守 金三百匹御供米二俵高家宮原彈正金二千匹御供米二俵横瀬美濃守右は其重もなる大略に過ぎすと雖も上は將軍家より下庶民に及ぶまで其の尊敬の篤かりしを知るに足るへし社地の如きも彦根藩の領といへ自然一區域をなして恰も除地を以て過せらるされと維新以降地券發

行山岳丈量の際誤つて境内と官林との區域を失ひ未だ訂正を乞ふに到らずと雖も古史圖に徴して明なり 建物本社一間一尺許石造 拜殿一間一尺許コケラ葺 境内地六坪一合五夕群山重疊の中突兀として高く聳ゆるものは根本山なり本社は即ち其頂に鎮座す満山老樹鬱茂奇巖峨々として飛泉珠を飛ばし異艸香を放つ幽邃極まりて却つて寂寥眞に仙裏靈域たるの想あり若し夫れ秋氣清涼の候には楓樹千万錦を織り紅を染む美觀言ふべからず一度び吟節を曳いて登山せば清風自ら湧くが如く靈氣身を襲ひて轉た天地の大寂に入るを感ぜん

同村字皆澤鎮座

無格社八幡神社 祭神田原又太郎忠綱公靈 祭日陰曆三月十五日 信徒七十二戸 社掌

藤倉若丸同村大字入高 四二三番地住 今を去ること七百八年前即ち建久五年三月十五日の創立に

係る是より先き治承四年高倉宮謀叛の擧あるや田原又太郎忠綱といへる人あり位は從四位上にして官は足利下野守たり力量衆に抽んで勇武絶倫を以て稱せられ殊に音聲は雷の如く一里の外に達するといふされば是時も宇治川の戦に先陣となつて功あり平清盛之を賞するに蝶の紋章を許るし且つ舊地足利に於て十二



萬石を領すべきを以てす後建久五年に追ひ故ありて今の飛駒の地に戦死すと傳ふ其状況の口碑に残れる大略を擧ぐれば是時忠綱公には味方の手のもの散々に打なされ今は早や頼み少なく見へけれど英氣は日頃百倍して單騎敵軍に突撃し當るを幸ひ確立て切立て或は馬の蹄に掛け恰も夜刃の荒れたる如き振舞に縦横無盡と馳せ回はり爰を先途と戦へと身は鐵石に非れば衆寡の勢當り難く今は是迄なりと飽まで血汐に塗みれたる刃を打振り一方の血路を開いて奔り出である民家に潜伏せしに又もや烈しく追ひ來る敵のために見出され詮方盡きて再び戦を挑みしものから數か所の創痕に且つ戦ひ且つ退き次第々々に山の麓へ達せしかば爰ぞと一聲をつと喚めて頂きへ馳せ上り或る大木の下に隠れ血を舐り息を凝らしていたりける开は今の神祠のある處即ち是なり姑くして敵軍の率ひる一頭の白犬あり公の跡を躡ふて來たり遂に其所在を見出したりけん猜々と吠へて之を敵に通知せしむ時に敵將某遙に之を視て山鳥の羽すげたる征矢を番へて公を射る忠綱終に死す敵其死骸を棄て去る土民之を現今の社地に埋葬し其靈を祀り入彦間郷の鎮守と崇む是れ其の由緒の梗概なり因にいふ爾來入彦間郷内

にては白犬を飼ひ山鳥の羽毛を携ふることを忌むの傳へありて偶々兒童等<sub>ノ</sub>之を弄ふことあるも忽ち災凶到れりと今に及ぶまで相傳へて此事を警禁せり 建物 本社<sub>間口五尺五寸 奥行五尺五寸</sub> ヲケラ葺 拜殿<sub>間口二間 奥行二間</sub> 板葺 境内地八百七坪土地高燥にして古松老杉蔚然天外に聳立し殿廡蒼然として晝尙を暗く古雅莊嚴の仙境なり飛駒川其下を回り屈曲逶迤として長蛇の奔る如く水急にして清冽なり殊に此地岩石に富み劍崖千仞或は途を要し或は川に峙ち龍蟠虎踞の状をなす其北浦より眺望するもの尤も絶佳たり嗚呼此景趣心なき行旅と雖も佇立低徊去るに忍びさらん眞に天然の圖畫といわんか有聲の詩といはんか筆描く能はず口語る能はず

### 三 好 村

本村は船越、岩崎、戸室の舊三村を合併して一自治區となせしものなり其位置北は野上村南は田沼町東は葛生町及び常磐村に西は新合村と境界相接せり野上川は村の東方一帯を限りて流れ水利用水の便多く之に係れり村民朴直にして勤儉の風あり専ら農業を勉め交際親密なり

古來の沿革に付ては往古佐野氏の所領にして其子孫連綿として相繼ぎ之を領せ



り后各地とも或は代官知行所となり其他各藩の領地となりしか明治維新の後栃木縣に屬し次て町村制實施に至り現今の一村とはなりぬ本村には村社五社ありて其氏子戸數五百餘戸人口三千二百二十餘人あり

三好村大字船越鎮座

村社熊野神社 祭神伊弉諾命 速玉男命 事解男命 祭日三月十五日 九月十五日 氏子六十二戸 惣代四戸 社掌阿部寛人同村同大字五十一番地住

社傳に曰く本社は齊明七年三月十五日紀州熊野本宮より當佐野上へ鎮座したるものにして其後天長元年中上毛野に赤岩左遷といへるもの者ありて武藏國羽生あたりの強盜と共に常に黨類を催して人民を脅し財物を掠め暴害益す甚しく衆其堵に安んずる能はず而して強賊等は上武の間を横行して變出鬼没極りなく勢日に猖獗なり時に前從二位中納言贈正一位大政大臣長良卿大に之を憂へ神力に依りて効を奏せんと欲し遂に本社に祈誓をかけて賊を討伐せしめ給ふ然るにさしもの強賊風の木の葉を捲くか如く忽ち族滅しければ只管大神の靈現に感じ一族彈正大弼良綱に仰あつて禮代のため此に宮閣を再建せしめけるよしは慥かに記録に明かなり文久二年三月の出火にて本社拜殿雜舎共に類焼に罹りしが幣殿

本社は元治元年を以て再建し拜殿は明治廿七年に到り氏子諸氏の盡力によつて再建するを得たり又た弘化二年十月地頭中山大助より武運長久の祈禱免として神主阿部家所有地の内上田一反九畝二十二步新田三畝十五步山二ヶ所を六畝一本社除地に寄附せられたり 此社につきいと珍らしき話柄あれば掲ぐべし頃文久二年三月十八日折しも四風烈しく樹枝を折り砂を飛ばす程なりしが何れよりか火は燃んに燃へ來りて神主阿部家は勿論本社拜殿にまで見るく燃へうつりたり風急なれば人々防くに術なくあれよくと眺むるの少時に阿部氏は不在にて夫人ツヤ子のみ必死となりて奴僕を指揮し器具財物等を運び出さんと猛火の傍りを登來せる時何地より來りけん一匹の唐犬常にツヤ子に隨ひて奔走し其勢を離れず其時は急危の極合とて心にもとめざりし程すきて猛火の後考へみるに飛煙の甚五郎が作る木物は皆てより本社に納めありしが定めて名人の細工とて魂のこもり居ることゆへ神の惜しませたまひしにやと思いつき阿部氏隨宅の後此ことなほなせりにさもありなん

建物 本社間口六尺三寸 奥行五尺一寸 瓦葺 拜殿間口九尺 奥行五尺七寸 瓦葺 幣殿間口九尺 奥行三間 瓦葺 神樂殿間口二間 奥行三間半 鳥居一基 石燈籠二基 境内地四百坪本社は未に向ひて大字の中

央小高き地處にあり坤より西方には人家を臨み東北には田畝を控へたり境内には青苔滑らに殆んど三百年を経たらんと覺しき木あまたありされど重に繁茂せるは杉にして之も百有餘年前後のものと思はる清涼の氣を吸はんと欲するもの贅稱して措ざる勝地なり

同 村大字船越三騎山鎮座

村社三騎神社 祭神天兒屋根命 建物 本社間口五尺 奥行四尺 幣殿間口二間四尺 奥行一四四尺 拜殿間口二間四尺 奥行一四四尺



末社二社 氏子百十一戸 社掌

本社創立は天慶五年九月十五日にして藤原秀郷の勸請なり后天正十八年船越六郎再建せしも正保三年燹火の災に罹り后享保十年中氏子村民造營す社城百四十二坪を有す

三好村大字船越字上の宮鎮座

村社上宮神社 祭神橘豊日命 豊聰耳命 建物 本社一字 拜殿四口三間半 水盥

屋四口二間 氏子二百九十五戸 社掌

本社創建は天慶四年二月廿二日にして藤原秀郷の勸請なり后佐野家にて再建其后貞享年中祝融の災により灰燼に歸す元録六年二月村民の再建する所にして社城七百廿五坪を有す

同村大字戸室字宮前鎮座

村社鞍掛神社 祭神藤原有綱靈命 建物 本社四口二間 拜殿四口三間 末社六社

氏子百二十四戸 社掌

本社創立は文治二年十一月にして鎮守府將軍田原藤太秀郷十五代孫中宮亮戸矢子七郎有綱にして故ありて爰に祭祀す后寛永十三年七月及び元録十年二月延享二年十月の再建なり社城百五十坪民有第二種にあり

同村大字宮崎鎮座

本社八幡宮 祭神譽田別命 建物 本社四口二間 拜殿四口三間 石燈籠一基 末社

二社 氏子百四十九戸 社掌阿部寛人同村大字船越住

本社創立年月不詳社城百四十八坪字三角に在り

赤見村

本村は赤見出流原、寺久保、及び石塚の舊四村を合せて一の自治區をなせしものにして其面積二千五十餘町歩に及び地勢西は山脉連々として足利郡と郡界をなし東は田沼堀米の兩町と耕地相接し北は佐野町の一端及び旗川村と境界を交ゆ彦間村は南流して東方を流れ旗川となり渡良瀬川に合流す支流又村内を貫流せり村民概して敦厚にして多くは農工に従事し勤儉の風あり各村交通の便に至ては一條の縣道田沼町より來りて出流原赤見を連結し足利町に達す其他里道開通



し交通甚た便なり

古來の沿革に付ては往時は均しく藤原秀郷の領する所にして子孫相承け佐野氏に及ひ川て赤見は幾多の領主代りし後諸家の間に分割せられ石塚は山内遠江守より數代之を領し出流原は彦根井伊家の領地となり寺久保は阿部志摩守より八代の間子孫相繼ぎ之を領す明治維新に及ひ共に日光縣に屬し次て栃木縣の所轄となり同一戸長役場の支配する處となり町村制實施に及ひ合併して一村となし赤見村と稱し村社四社及ひ有名の磯山無格社人丸神社外一社ありて其氏子戸數一千百三十餘戸人口七千九百九十餘人あり

赤見村大字赤見字宮原鎮座

村社沼鉾神社

祭神伊弉諾命伊弉冊命

祭日四月十九日

氏子五百三十一戸

社掌北野高

村大字同一八三番地住

建物

本社間口五尺

幣社間口二間

拜殿間口四間

神樂殿間口二間

村大字同一八三番地住

末社六社

社傳に曰く人皇四十三代文武天皇御宇文武二年六月十五日勸請す后宮殿悉く破壊せり藤原秀郷崇敬を加へ天慶九年本社拜殿とも再建せり又正治二年本社拜殿

修補す夫より佛法日に月に隆盛の世となり故に建仁三年の春源義國武藏國新永井の庄より聖天宮を本社に遷し合祀せり其時今の社地東西百間南北百二十間の社地を改め附し赤見郷の鎮守神とす延文中佐野家より聖天宮御供料として涌釜郷涌釜郷とは今赤見村大字出流原なりの内にて田島拾町歩を賜はる應永年間古河公方成氏より聖天宮浴油料として毎歲米五十俵宛賜はる天文十年八月古河晴氏武州河越に於て伊勢新九郎平長氏と戰爭に及び晴氏敗戦をとり古河野渡の御所落城す依て聖天宮の社地及び浴油料等北條の收むる所となる爾來氏子の負擔により社殿保存せり明治維新に際し神佛分離の令出るや依て同二年聖天宮の佛像は同村西光院境内に遷し諾冊二尊を以て沼鉾神社と改稱して舊觀に復す同五年村社に列せらる社寶には延寶六年中佐竹大膳太夫より二尺亘の神鏡并に久永源兵衛崇敬ありて御寶物等奉納あり社域八百九十坪平坦の地にして石の華表齋の并に石の燈籠左右に並列し東南田甫を控ひ西北は人家に接す境内には老杉翁蔚として風氣快爽なるを覺ゆ

同村大字出流原小字後山鎮座



村社涌釜神社 祭神水分命 祭日陰曆九月二日 氏子二百二十戸 社掌山崎文故同村同大字一五番地住

土俗の口碑に傳ふ大同年中の勸請なりと別當職の家再度の火災に罹りたるため

惜むべし由緒書の如きも烏有に歸し事蹟傳らず只た後水尾帝の御宇元和八年十

一月宮殿大破につき再建し其后享保十二年正月再建せしだけは明なり往古は赤

見小中山形寺久保と一村にして涌釜神社を鎮守とせし由古老の口碑に言へ傳へ

り 建物 本社間口五尺銅葺 拜殿間口五尺瓦葺 幣殿間口一四尺聖丹葺 木華表一基

境内地四百五十七坪本社は本村の良方にありて宮殿は南向きなり社地は東西

二十間南北廿四間瀟洒愛すべし境内の午の方に井泉あり其水は丑寅の方より未

申に向つて土中を流る傳へいふ往古此に初めて泉の湧きしを以て此地を涌釜原

郷と稱へ亦た本社をも涌釜神社と稱せしなりと今また出流原と稱ふるも即ち

涌釜の池水土中を流れて自ら字磯池に湧出せしか故に斯く改め稱ふるなりとぞ

同村大字寺久保鎮座

村社熊野神社 祭神伊弉諾命 伊弉冊命 建物 本社間口五尺 拜殿間口三間 氏子六十九戸 社掌同上 本社創立詳ならず社域六百三十坪を有す

同村大字石塚字宮内鎮座

村社石塚神社 祭神天兒屋根命 建物 本社間口三間 拜殿間口二間半 氏子二百七十八戸

社掌同上 本社勸請年月詳ならず社域六百三十一坪を有す

同村大字出流原鎮座

無格社人丸神社 祭神人丸朝臣命 祭日陰曆六月十五日 信徒總代三員 社掌同上

勸請年月は詳ならずれども寛永十九年再建せしことは確なれば創建は夫れより

以前なるべし境内に一の神池あり嘗つて寛永十八年の旱魃に際し田甫龜裂し野

に青色なし民之を憂へ本社に祈る然るに怪しきかな忽然として磯地に混々たる

水湧出し民蘇生の想あり乃ち其恩德に報ゆるため翌年本社を再建すといふ其后

文化三年十一月再造せり里民は養水の神と稱して尊敬甚だ篤く今に到るまで此

の泉水に依て灌漑の便を蒙る田甫は近村數百町歩に涉るといふ以て出流原村の

名の偶然ならざるを知るべし又た舊六月十四日の夜は毎年神官一人にて水下安

全の祭り祈禱をなす例なるが其夜に限り髣髴として神靈の現出するを見ると古

へより言へ傳へり此祭式今尙存せり 建物 本社間口五尺五寸小羽葺 拜殿間口四間半

四十一



茅葺 木鳥居一基 玉垣あり 境内地千八百四十八坪樹木の鬱蒼せると巖石の巨多なるとは地方神社の境内に其比を見ず殊に杉檜などに到ては回り一丈餘のものあり奇岩怪石剣を植へたる如く峙ち一見脱塵の想あり本社は南向きにして其後ろに磯池あり深さ六尺餘周圍七十三間長方形をなせり池中申西の方に六尺三間餘の小峯あり磊々魁偉見るも怖ろしき心地す其他龍の蟠るか如きもの虎の吼ける如きもの峨々兀立して水崖は千年の青苔滑なり泉水は往昔より涸るゝことなし唯た寛文十八年に春より夏迄涸れしことありしのみ概ね春の彼岸より水増し秋の彼岸より水減ずといふ但た早雨共に水の増減のなきと冬季に到りて氷らさるとは一の奇勝たり水流は足利郡高橋村に至りて渡良瀬川に入る嚙山の秀なるものは水を生じ水の靈なるものは傑を生す知らず出流原頭如何んの傑物を生ぜる境内に芭蕉翁の發句を刻める碑あり句に云ふ「此あたり目に見遊るもの美を冷し」以て風景の全班を窺ふべし

同村大字赤見鎮座

無格社天満宮 祭神菅原道真朝臣 祭日三月二十五日 信徒百三十員 社掌北野貢同村大字同前八十三番地住

本社は正慶元年壬申三月二十五日赤見刑部源義久京都北野天満宮より遷座せるなりと云然れども別當家焼失に罹り詳なる事蹟は傳らず 建物 本社間口四尺小羽葺 拜殿間口五尺葺 木鳥居一基 境内地四百十四坪 寶物 神鏡一面 菅公神像一軀 本社は南向きにして四方に人家を控へたり境内には若杉翠を染めて薰風自ら生ず曉煙晚霞實に心胸を洗ふの處たり又た其頃の別當職北野宗賢先生を誦ずるの碑あり子弟五百餘名の建設に係るものなり

旗川村

本村は並木、免鳥及び小中の舊三ヶ村を合併して一自治區となせしものにして全村面積五百十餘町歩あり其地勢平坦にして耕地開け村民多くは農耕を業とし亦木綿織物を産し勤勉の風ありて交際親密なり 道路は一條の縣道並木を通し全村を東西に兩分し其他里道縱横に通し交通の便あり然して全村の位置に至つては小中は北端に免鳥は中央に並木は南端に在り東は佐野村に接し西方一帶旗川を隔て足利郡に隣し北は赤見村と土壤相連なれり此間兩毛線は免鳥並木の中央を東西に貫くを見る



古來の沿革に就ては往時は各村とも佐野家の領地にして后或は幕府代官支配となり或は旗下采地となり幾多の變遷を經明治維新の后に至り共に日光縣管轄となり明治五年廢藩置縣の際栃木縣に屬し免鳥並木の兩村は同一戸長役場に小中は別戸長役場の支配に屬せしか更に町村制實施に當り舊三村を合せて一村と成し旗川村と稱す

本村には村社三社ありて其氏子戸數五百五十餘戸人口三千五百九十餘人あり

旗川村大字並木字道川鎮座

村社二柱神社 祭神高皇產靈神皇產靈神 建物 本社四口二間半 拜殿四口二間半

石燈籠二基 氏子二百五十二戸 社掌 本社創立詳ならず社域五百九十二坪を有す

同村大字免鳥字宮鎮座

村社星宮神社 祭神磐裂命 根裂命 建物 本社四口四尺五寸 拜殿四口三間半 幣殿四口二間

興行二間半 末社三社 氏子七十七戸 社掌 本社創立年月詳ならず社域五百一坪あり

同村大字小中鎮座

村社人丸神社 祭神柿本人麿靈 建物 本社四口二間半 拜殿四口二間半 幣殿四口二間半

神樂殿四口二間半 神輿庫四口二間半 末社十社 氏子七十七戸 社掌林敬明 本社は元慶元年三月里民信仰により勸請し産土神と崇信す社域七百十二坪を有す



## 下野神社沿革誌附録

栃木縣神職傳記

安蘇郡部

毛利眞守氏之傳

今ま氏が經歷を叙するに當りては、勢ひ筆を其の遠祖に染めざるべからず、何となれば神職として代を累ぬるの永き氏が家の如きは、實に稀に見る所なれば也、平城天皇の御子、阿保四品親王之後胤、關東執權大膳大夫大江廣元十五代孫、毛利右馬頭大江元就の同胤、大江宗就下毛野國多田村に止り住す、此れ氏か家の祖先となす、後六代目宗教に至り、貞享元年四月神祇管領吉田殿の許狀を得始めて、同村賀茂別雷神社神主職を奉じ、毛利越後守と稱して、中興の祖たり、此より七代毛利山城守宗通、八代同越後守宗信、九代同伊勢守宗勝、十代越後守宗安、十一代越後守宗重、十二代佐渡守宗吉を通じて皆な神主たる故の如とし、十三代毛利宗治、天保四年三月上京して神主職に補せられ、又た嘉永三年三月を以て再び上京し大官司職初重法令を神祇管領長上從二位下部朝臣より許さる、是れ實に



眞守氏が父にして、即ち氏に迫るまで十四代の永き、其職を継ぎ來りしなり、氏通稱を民部といふ、天保十一年九月を以て多田村に生まる、幼にして沈略あり、學藝頗る進む、然れども是を色に形はさず、故に人、器の内に深く藏むるを稱す、安政三年四月、上京神主職に補せられ、利泉守と稱して繼目許狀を賜はる、明治五年の改正に際し、栃木縣廳に於て、國學試験に應じ、及弟して、明治六年更らに多田村郷社賀茂別雷神社祠官を申付らる、同七年一月兼ねて訓導に補せられ、八年十二月權少講義に進む、同十年一月神風講社々長を勤め、次て又た同郡田沼神道事務支局長を擔任す、同十年五月少講義に補せられ、同年八月同郡葛生町八坂神社祠官を命ぜらる、其後十二年四月を以て、權中講義に、十四年五月を以て中講義に補せらる、同十六年一月栃木縣皇典講究分所創立委員を申付られ、其事務を負擔し、勵精不倦、効勞尠ざるを以て感狀に金圓を添へて、賞せらる、同十七年本縣皇典講究分所假試験に合格し、同十月權大講義に進む、明治十六年十一月田沼學校寄附金利子七ヶ年分金二十圓を輸納したる賞として、栃木縣廳より木杯一箇を賜はり、同十八年を以て、多田尋常小學校會計係を命ぜらる、十九年本縣皇典

講究分所より、安蘇郡部薦舉投票當撰者に付、擔當員を申付らる、同五月同郡教導職取締を命ぜられ、翌年六月願に依つて任を解かる、同二十年多田尋常小學校事務係擔任を囑托せられ、同二十一年十月亦た大講義に進み、同二十四年遂に權少教正となる、同八月同郡教師取締を命ぜられ、翌年三月神官取締安蘇郡支所長當撰を認可せらる、同年七月本縣皇典講究分所より年金壹圓五十錢を給與さる、是年二月栃木縣神官會議員に撰まれ、二十七年二月の改撰に際し、再撰せらる、續て同郡神職取締支所長の任滿ちたるに再び撰まれて、又た其任をも兼ねたり、同廿八年田沼町學務委員に撰まれ、同廿九年亦た神官會議員の半數改撰に當選し、同四月を以て、三たび神職取締支所長の任を繼ぐ、此れ氏が今日迄に於ける略歴なり、素より、其要を詳述する能はずと雖も、以て氏が性行の一斑を知るに足らん、嘻氏幾度か衆のために推されて、欽仰措ざる所以のものは神職として、家系の完璧なるによるとは雖も、又た氏が能く沈着にして愛敬すべきの威量を具へ、忠直にして職務に勉勵なるに、職由せずんばあらざるなり、



氏は安政元年十一月五日を以て下野國安蘇郡枋本村<sup>今田郷大字</sup>に生る氏の家は鎮守府將軍藤原秀郷の重臣にして天谷と云ふ十代目に當り天海と改め二十四代の時天下谷と改む后元祿十五年四月十九日神祇管領吉田殿より避來矢大權現の祠官に補せられ天下谷伊豆守藤原元義と稱す享保十二年二月豊後守藤原昌記同社祠官に寶曆十三年五月天下谷出雲守光政同社神主に享和三年閏正月天下谷出雲守正清文政六年を以て同政信天保十年二月同政國皆同社の神主職に補せらる氏は實に政信の長子にして母は惠嘉女同郡多田宿佐藤氏の三女なり氏の資性謹慎純孝なり幼にして父を亡ひ初て學に就くや其母のち孟母斷機の事を以て其志を勵ます其當時年十三大ひに悟る所ありて奮然螢雪の勞を期す然れとも陬僻の地に良師乏しく少にして某々に就き初學を修む稍長じて本縣中教院に入り一意專心國典を研究す此時に當り西歐の學漸々我に傳播し事物日に新奇を致すと共に異說邪教亦紛々として雜出し人心大に動搖す氏謂らく如此にして止なくんば無邪氣なる我國民を惑溺し結句祖國の體面を穢すに至らん果して然らば國家の大事何物か之に加へんと大に決する所あり氏は終に病に罹り荏苒瘞す竟に素志を遂

行するに由なし然とも其精神益々堅實なり氏の平時人に接するや最も溫雅其談する所忠孝烈節に非ざるはなし必ず臣民たる者忠烈ならずして奈何せん孝は百行の本なれば孝に非ずんば以て教となすことなし廉潔ならざれば不良の念を生ず是人を傷り物を害ふの禍根なり夫我國は神國なれば神明天地を照覽す不忠不孝不廉潔の人豈能く終を全ふせむやと説く所威な至誠に出つ故に田夫野人も爲に感動せざるはなし氏は又蠶業を好み躬ら妻子を率へ勤勉懈らす如此くする十數年其間一回の失敗なく年々歳々得る所百有餘金今や地方の有志と共に益斯業の獎勵を計る氏の行爲概ね如斯し

## 北野貢氏傳

器量大度にして議理に精通に事務敏達にして意識該博なるの士は北野貢氏となす氏か家代々修驗たり其祖を北野山万寶院宗興と號す延寶六年八月を以て聖護院法親王より安蘇郡赤見村天神宮別當職を許され繼て二代宗貞は元祿八年八月を以て三代宗昌は正徳三年七月を以て四代宥山は延享元年三月を以て五代秀山は明和九年七月を以て六代宗胤は天明五年三月を以て七代宗賢は文政四年三月を



以て八代宗覺は嘉永六年二月を以て皆其職を襲き代々天神坊と稱し同村天神宮の別當職たり而して宗覺嘉永三年十二月を以て一男を擧ぐ之れ即ち貢氏となす是に到て九代延寶六年の初より明治廿九年の今に於て年を閱みする二百十九年の久しきに及へり氏幼にして父に従へ漢學を修め又古河町堀秀成に就て皇漢學を修め後明治七年栃木縣中教院學寮に入り業を修む性學に敏く頗る進む同八年一月教導職試補を命せられ續て同郡同村沼鉾神社社掌を申付らる同十年五月神風講社五等教師となり内務省より權訓導に補せらる十一年一月本縣神道事務分局より新築獻金に率先し盡力したるを以て金圓を下賜せられ續いて同局庶務係を勤め又翌年三月を以て田沼神道事務支局の庶務及び會計掛擔任を囑托せらる又本縣神道事務分局派出講師隨行を命せらる同十月訓導に進み同十三年五月教導會議員となる同十四年權少講義となり同十七年七月皇典講究分所に於て三等試験に合格し同年十二月少講義に進み翌年二月赤見學校三等授業生を命せらる同廿年二月本村外四ヶ村第三回農産物工藝品評會へ自養の繭を出品して二等賞

を得石杯一個を賜はる同廿一年十月權中講義に同廿四年二月中講義に累進す同廿五年二月神官會議員に撰まれ次て安蘇郡神官取締支所幹事に撰まる廿六年本郡神官取締支所設置以來事務格別勉勵により金員を以て賞與せらる二十七年二月神官會議員に再撰せらる斯く氏は凡てのことに勉めて而も叮嚀周密餘力を殘さず蓋し聰敏明斷の大手腕なくむは能ざる也

齋藤盛忠氏傳

氏は天保七年三月十七日を以て下野國安蘇郡赤見村に生る其先は齋藤權頭盛國にして正治二年今の宮原大神の守護の職を奉じ宮原齋宮と號す后建仁三年の春源義國崇敬により武藏國新永井庄より聖天宮を遷して本社に合祭せしより太夫の職となり其子孫佐中太盛久嘉内盛行采女盛春右門盛徳權頭盛道中將盛房齋宮政曉伊豆守範房駿河守盛一舍人正盛光采女盛永齋宮政教攝津守盛教同盛永讚岐正盛歳まで十五代の間連綿として社職を奉ず繼て氏に至る氏は嘉永五年上京して神祇管領長吉田殿へ繼目許狀を得て同社神主職に補し攝津守盛忠と稱す幼にして某々に就き潛心皇漢の學を修む稍長じて勤王の志深く偶ま戊辰の風雲に際



し乗ずべき時となし家事を抛ちて靜鎮隊に囑し大總督官の印授を帯ひ金穀方を命せられ一ヶ年餘勤務す明治二年正月全く亂平定せるを以て其任を解かれ尙後國家動亂の時は直に參集すべき事を約し尙精忠の至誠を嘉せられ賞狀及黒羅紗の羽織を賜はらる氏は天恩の優渥なるを感泣し郷に歸り内には宗廟社稷を祀り外は以て躬ら槩を横へて兵馬の間を馳す勇あり義ありと云ふべし氏は郷に歸りて后明治三年二月神祇官より沼銚神社の神主職に補せられ彌欽肅の誠を盡し社頭潔清致すべき事を命せらる然れども故ありて同七年二月神主職を辭す同廿六年八月十八日を以て氏子村民の推選により再び沼銚神社の祠掌を拜す同年十月三十一日を以て同村大字赤見無格社八幡神社外七社の兼務を認可せらる氏天資純孝沈勇にして中庸の人と云ふべし

戸賀崎喜市氏傳

氏は下野國安蘇郡大伏町に於て嘉永元年十月廿日を以て生る父は戸賀崎河内正藤原重昌原名を改めにして氏は其長子なり幼より穎悟にして學を嗜み安政二年正月より同六年まで里見龜之助に就て初學を學び万延元年二月より元治元年まで田

沼泰助に隨ひ漢學を修む傍ら珠算を學ぶ慶應元年二月より明治三年十二月まで青木幸躬に就て皇學を研究す同十七年六月中講義に補す同十八年一月大講義に轉じ同十九年一月權少教正に昇進す同廿九年十一月十六日を以て村社鸛宮神社々掌に補す氏の家は祖先より神職林にして延寶年間戸賀崎丹波椽藤原貞次より父重昌まで八代の間皆上京して神祇管領吉田殿より繼目許狀を得鸛宮大明神の神主職を奉じ神に仕へて久しきは偶然にあらずと云ふべし氏資性温厚篤實にして德望あり他日大成を期するの士乎

影山志普氏傳

氏は安蘇郡白岩村今野上村大字白岩に於て明治元年七月二十一日を以て生る其先は影山内膳藤原國清にして鎮守神守護職たり后十三代國恒に至り元祿十五年二月廿一日神祇管領長より宇都宮大明神の神主職に補せられ和泉頭國恒と號す夫より世々神祇管領長吉田殿より繼目許狀を得て同社神主たり祖先國清より氏に至りて廿四代神に事て久き當家の如き世に稀なり實に氏は影山宇善の長子にして不幸にも十六歳の時父を失ひ其遺産を繼ぐ氏は幼より學を嗜み七歳の時より野上小學



校に入りて普通學を修む明治十四年十月より山田重秋に就て漢學を學び同十七年一月より本縣皇典講究分所に於て國學を修業し同年七月村社宇都宮神社祠掌を命ぜらる同年九月同村大字作原村社並に無格社の兼務を命ぜらる同十八年二月神宮教管長より教導職試補を命ぜられ同二十一年權訓導に補し同二十四年二月權少講義に昇進す同廿三年本村白岩學校建築の際金若干を寄附せしにより本縣知事より木杯を賜り同二十九年日本赤十字社正社員に列せらる氏性雄渾にして才識の博なるを以て令聞の高き氏の如きは其職に盡すこと熱心にして其學に通ずること深遠なるにあらずんば何ぞ斯の如きを得んや

#### 日野織衛氏傳

氏は嘉永元年六月十九日を以て下野國安蘇郡長谷場村<sup>今野上村大字長谷場</sup>に生る父を日野光春と云ふ其二男にして幼より穎悟學を好み空觀に就て漢學を學び文久元年より慶應元年まで岡本齋に隨ひ國學を研究す氏は家は修驗にて代々鎮守の別當職たり維新の際前橋藩廳に出願復飾して兩社大明神の神主となる明治四年に至りて職を辭す夫より本村小學校へ五ヶ年二ヶ月勤務す同二十二年四月十八日本縣皇

典講究分所に於て三等假試験に合格す同年五月二十四日村社大鳥籠守神社の社掌を認可せらる資性深沈にして恭儉着實の質あり又教育に意を注ぎ能く生徒を薰陶して大に學事に獎勵せり

#### 田濤仙郎氏傳

氏は天保十一年五月七日を以て下野國安蘇郡柿平村<sup>今水窪村大字柿平</sup>に於て生る父は關口多紀造の三男にして母は田濤氏なり故ありて母方の姓を嗣き田濤家を襲く氏の家は唐澤の城主佐野家の裔にして滅亡の際柿平村に住し遂に子孫農となる氏の祖父關口五左衛門は神祇伯白川殿に職を奉じたりと云ふ氏は幼より風格通曉にして學に志し漢學を藤森弘庵太田玄齡に學び皇學を龜山喜治に倚りて講究す又幼より醫業に志し厚くして近郷の醫師に隨て醫術を習修し后ち江都に出て多記須原淺田等の名醫に就て拮据勉勵して醫學を研究し遂に志を遂げて錦衣古郷に歸り元治年間郷里に醫業を開く故に郷人其便利を贊賞して益斯業の繁榮を見る氏は又祖父の志を繼ぎ専ら敬神に篤く志しありしより遂に明治六年村民の推選により栃木縣の試験を経て同年三月を以て村社富俵神社の祠掌を命ぜらる



下野神祇沿革記 卷之二附録  
同八年十月教導職試補となる同十年八月内務省より訓導に補せられ同十三年五月教導會議員に撰まる同十七年權少講義に進み同十八年四月本縣皇典講究分所に於て三等假試験に合格す同二十五年十月大字柿平無格社三社大字水木村社并に無格社二社兼務を命ぜられ同三十一年本縣神職取締本支所創立以來格別心力を盡したるを以て本所長子爵戸田忠友より祝詞全書一部賞與せらる嘻氏は祖父の志しを繼ぎ神職に身をゆたね皇道の擴張を謀りし杯實に他日大成を期するの士哉

天笠範十郎氏傳

饒令一世を傾倒するの豪氣なきも天下の耳目を變動するの勢力なきも尙ほ狂瀾倒まに湧くの渦心に立て能く事に堪へ業を遂げ志を成したるか如んば徒に勝れるや遠し然れとも眞摯の人多くは朴直にして冒險の徒又識なしとせず蓋たし前者は朴摯なるか故に着實にして固く後者は才を恃んで浮佻なるが故に保つこと久からず是れ世の通病にして滔々たる天下皆是なり豈夫れ嘆せざるを得んや嗟呼豈夫れ嘆せざるを得んや

翻つて我神職の林叢を窺へば濟々たる偉人名士必しも鮮しとせず然れとも識博く材豊にして能く人を容るゝの量を具へ兼ねて着實眞摯の徳望を荷ひて嶄然頭地を抽んつるの士を求は未だ嘗て範十郎天笠氏を推さざるを得ざる也

天笠氏姓は源其祖は新田義重の第五子鳥山五郎義範に出づ義範嘗て上毛野國新田郡鳥山郷を食む因て之を稱せしといふ后大勢の趨く所新田氏の孤忠却つて困路を速き同宗足利義詮の代となるや義範之れを憚りて遂に氏を天笠と改む蓋し糶稜の間に深長の寓意あるなり降つて天笠次郎右衛門の代に至り永正元年天下大に饑ゆ餓卒途に横はり物情騷然たり次郎右衛門是を憂へ一策を案じ特に堂宇橋梁等の建築工事を起し私財を抛つて之に衝り人毎に役を課して常に増したる賃銀を與へ人をして生計の途を得さしめたり今試に是を思へ或は名譽のため或は暗に恩を銜はんかための偽善事業に於て濫に貧民を救助するの極却つて多くの遊民浮浪の徒を現出せしめ卒ひて社會に害毒を流さしむるか如きの弊を醸す迂濶手段に比較せば其差霄壤も啻ならず次郎右衛門氏の擧の如き是を國家的よりするも個人的よりするも間然すべからざる卓見にして且陰に徳を施すに於て



吝ならざるの大器量を備る人といふべし現に鳥山郷に在る香華院笑嶺山妙英寺并に郷内を横断せる官道に架設せる石橋(里俗次郎有)は當時の遺物として今に見るべきものなり爾來榮枯消長の間に數代を経て正藏伊尹に及ぶ正藏氏頗る學を好み業大に精し江戸に出て黒田侯に仕へ大に登用せらる後辭して郷に歸り専ら子弟の薰陶に盡す正藏二男三女あり季を伊勢といふ里人堀越麟三を迎へて之と婚し別に一家を就し遂に二男一女を擧げ長を啓次郎といふ次は即ち範十郎氏也氏は實に安政元年六月十五日を以て下野國新田郡鳥山村に生る諱は通範範十郎は其通稱也齡漸く十歳父は祖父に先つて没し家政日に衰ふ僅かに數頃の田を存ずるのみ然れども母氏伶明衆に踰へ兒を教ゆる亦法あり曾つて兒等にいつて曰く汝等父を失つてより家日に困蹶に陥る而して之を裕ふすべきの途なし兒等の不幸果して如何然れとも尙祖父の在すあり后ち能く之に事へ其意を體して以て學業を繼承せよ若し人として學を修めずんば年壯なるの後に於て其不幸又將さに今の如くにして休まさらんとす兒等にして家を興す能はざらんか妾亦た何の顔あつてか地下に先人に見ゆるを得んやと其志操の堅確なること斯の如し見よ氏

か他日に於る幸福の美果は實に此素養の中に豊熟したりし也

遂に氏は里人咬菜堂今井甚藏に就て學ぶ一字一句肝血を注さるはなし然れとも業として勢農事に従はざるを得ず茲に於てか袖珍の傍訓四書一本を購め常に之を懷にして晝は野に出て、鋤犁を揮ふの傍之を誦じ暇あれば燭を剪つて苦學す夢寐たも怠らず遂に之を暗んするに到る其刻苦察すべし年十五笈を負ふて上京し學に金井之恭に就く此實に明治三年也爾后心を潜めて學に従ひ業大に擧る已にして倏ち凶報を齎すあり曰く祖父正藏没すと氏慟哭悲痛心大に沮喪す良ありて奮然として心窃かに志を成さすんは休まさるを誓ふ一念更に確く勵精滋加る廿の歳郷に歸り母氏の許を得て再度四方に流寓す到る所賢豪長者と交り大に得る所あり遂に栃木縣師範學校に入り業就るや明治七年十一月を以て安蘇郡仙波村小學校訓導を命せらる蓋たし此れ氏か當地に身を措くの緣因とす同九年十月職務勉勵の故を以て栃木縣廳より賞狀を賜はる同十四年十月上都賀郡粕尾村濟美學校に轉し俸十二圓を食む同十八年同郡教育會々員に選れ同年三月願に依て任を解かる蓋し再び東都に遊學せんと欲してなり氏はより前き謂らく空く僻陬



に身を埋めて瓦礫の中に碌々たらば小康に安んずるの心日に長じて後日妻子を凍餒に泣しむるなきを保せず齡尙ほ壯なるの時に於て計をなさんにはと奮起一番青雲の志勃勃禁ずる能はず時に氏四子あり乃ち蓄財四百圓を妻に分ち兒と共に彼の生家に托し勿々途に京に上る時に此れ湊堤の雲已に錦を織り東臺の霞軟風に薫香を送つて人を迎ふるの頃なりき氏の京に着するや先づ淺草區小島町神道禊教會々長權少教正東宮氏に面し意を陳して遂に斯道を修む翌四月本郷區湯島四丁目濟生學舎に入りて又醫道を研究し明治十九年十一月醫術開業前期試験に及第す是より先き同八月枋木縣知事樺山資雄氏より賞狀を賜る即ち前きに師範學校建築用途中へ金圓を寄贈したるを以てなり此時に當りて氏が宿志略ぼ緒に就きたるものと謂ふべし茲年六月より本所相生町三丁目醫師田中玄達に隨ひ内外科を實修す同廿二年四月醫術開業後期試験に及第し同五月十七日を以て時の内務大臣より開業免狀を下附せられ且同省衛生局に於て第三千六百〇九號を以て醫籍に登録せらる是實に氏か半生の歴史に於ける一大曲折の照應として美なる光輝を發つべき所にあらずや

志遂けて錦衣故郷の雲に入る當時の感情果して如何氏は實に明治廿三年の五月を以て安蘇郡常磐村大字仙波(御所也)に開業せり蓋し开は氏か學校在動中に新築したる家屋にして第二の故郷ともいふべき地なり故に翌年此に籍を定められしといふ是年九月本縣知事折田平内より木杯一箇を賜はり又同村々社今宮神社(元社)の神職欠員により熱心なる氏子の推撰に當る然れども學證なし因て同十二月本縣皇典講究分所の試験を受け廿六年二月七等司業の學證を得たり同四月神宮教權大講義に補せられ同七月を以て遂に今宮神社祠掌を認可せらる此より氏か名望一郷に高し嘻氏幼にして父を失ひ親く磐根錯節の苦を嘗め漸く衣食の途を得るや小成尙ほ足れりとせず是を捨て再び流離轉沛の苦に堪へ螢雪の効を積んで飽さらんとす其安逸を退くに勇にして又大節に進むの勇なるに至つては爲し易きか如にして敢て爲し易らざる所なり而して遂に今日あるを致すに於ては凜として虹霓を吞吐するの慨あり何んそ夫壯なるや教育家として刀圭家として神職としての氏か閱歴は正に此の如し而して天資高潔舉止溫雅殊に職を盡すに於て餘蘊なし知るべし令聞の四方に鳴るもの亦偶然にあらざることを氏年十四



嘗つて詠せし所の國詩あり左に一首を抄出す實に農事匆忙の餘になれるもの付て以て文藻才華の己に超然たりしものあるを知らん

世の中よ櫻は花の名のみにて

よしや風には散りやすくとも

### 藤倉若丸氏傳

其資性の雄渾なると、才識の該博なるとを以て、令聞の高きは藤倉若丸氏なり、天津兒屋根命二十一代の裔正二位内大臣大織冠鎌足公の末流にして、藤原を姓とす家代々入彦間郷、根本山神社の別當職を勤め本山の修驗たり、氏は安政六年五月八日を以て安蘇郡入彦間村に生る、四才にして父を失ひ、五才にして大正院住職となる、幼よりして學を好み和漢の書を涉獵する十數年、頗る精通する所あり、明治元年復職して神主となり、同五年十二月栃木縣廳に於て試験を受け、翌年一月を以て上彦間村々社駒形神社祠掌を命せられ、且つ根本山神社外十三社を兼務す、同八年一月栃木縣中教院に於て試験を受け、同月二十四日教導職試補を命せらる、同十二年十一月内務省より權訓導に補せられ、同十二月栃木神縣導事務

分局より神道教會根本山神講社長を命せらる、同十七年七月二日皇典講究分所に於て試験に應じ即日三等假學証を得たり同十二月神宮教管長より訓導に補せられしが感ずる所ありて之を辭し翌十八年三月に到り、大社教管長千家尊福より權中講義に補せらる、同廿年九月飛駒尋常小學校入彦間分校を擔任し子弟陶冶の職に盡すこと殆んど五ヶ年、其成績大に著しきものあり、一村舉つて、其徳を頌す、同廿七年七月皇典講究所にて再び試験を受け同八月五等司業の學証を授けらる、其職に盡すこと熱心にして、其學に通ずること深奥なるに非ずんば何んぞ能く斯の如きを得んや氏亦衆に卒先して日本赤十字社正社員に列せらる氏が平生に於て經由し來たりたる所の歴史は己でに前述せるが如とし、而して、氏は人と語るに於て必ずしも胸中に城府を設けず洒々落落々人をして欽慕するに餘りあらしむ然れども又た時々警語を放つて四筵を驚感せしむることなきに非ず其愛すへき敬すべきの人たることは、一度彼の明快透徹なる議論に接したる者の能く知る所なるべし

### 神山信吉氏之傳



氏が祖を神山新左衛門といふ嘗つて加賀國白山神社の神職たり、降つて三代丹後吉晴より駒方神社の社人となり、代々相傳へて廿三代の久しきに涉り、神山信高なる人、元祿四年三月を以て下野國安蘇郡彦間村正一位駒形大明神の祠官に昇り、大和守藤原信高と稱す、續いて、享保四年二月を以て、神山攝津守藤原信重、延享四年二月を以て同攝津守藤原信吉、寶曆十一年四月を以て同伊賀守藤原信番、寛政四年十月を以て同攝津正藤原信舖、文政五年十一月を以て、同攝津正藤原信嘉、嘉永七年四月を以て、同攝津守藤原信慶、皆な神祇管領長より許狀を賜ふ、信慶、維新に際して、名を官學と改め、頗る神に盡すこと篤し嘗つて天保十五年三月境内地參反歩餘を開墾して、御供田とす、每朝饌を供へて、社稷を祀る、文久三年二月男を擧ぐ、之れ即ち信吉也、

氏亦た父の職を繼ぐ明治十九年四月を以て大社教管長千家尊福氏より教導職試補を授けられ、明治廿六年六月十五日を以て、當郡飛駒村駒形神社の祠掌を命ぜられたり、噫社人として、二十三代、祠官として七代の長きを経たる氏が家の如きは神職林に於ても尤も屈指にして、實に欽羨に堪へずといふべし、加之氏天資溫雅にして沈毅恭儉にして、節度あるを以てす、益す餘慶を子孫に傳へて、永く斯道のために盡されんことを冀ふて已まざるなり、

阿部寛人氏之傳

阿部寛人氏は下野國足利郡の人なり、天保八年六月を以て、同郡榊崎村に生る、家を長といひ、代々同村八幡宮の神主職を奉ず、氏は即ち長丹波氏の二男也、安政六年四月出で安蘇郡船越村の阿部家を繼ぐ、阿部家亦た、明應年中より、同郡同村鎮守熊野神社の社人たりしが寛政七年吉田家の執奏により許狀を得て神主職となり、阿部筑前守武聰と稱す、三代目武房、四代武徳、を通じて大宮司となり、初重法令の許狀を賜はる、五代を武秀と云ひ即ち氏也、氏初め欣平といひ、しが養父肥後守武徳の名跡を承けて、阿部掃部と改め、後文久二年大宮司の許狀に因つて筑前守正秀と稱す、暫らくにして維新の革命に際し、今の寛人に改む、明治六年一月を以て、更らに同社の祠掌を命ぜられ、又た同郡岩崎村々社、八幡宮の祠掌を兼務す、同八年教導職試補を兼ね、同十年五月神風講社五等教師を勤む、同年八月權訓導に補せられ、同十二年一月船越小教院庶務係長を勤め、翌年十月同教院句讀師と



なる同十七年栃木縣皇典講究分所三等假試験に合格し、同十一月訓導に進む、同二十一年十一月を以て中講義に同廿三年九月を以て權大講義に補せられ、同廿八年五月を以て遂に權少教正に昇進す此れ氏が經歷なり、氏天資剛毅にして忍耐の性强きを以て人に稱せらる、又た一箇の腰骨男兒といふべし

## 山崎文故氏之傳

山崎家、其先は中臣鎌足公の後裔山崎六郎高重より出づ、即ち藤原氏の正統なり降つて山崎雅樂の頭照善に到り元和年中下野國安蘇郡出流原村涌釜大明神の禰宜となる、后山崎源春の代寛永年中聖護院法親王より、同社別當職に補せられ、涌釜山持明院と稱す、夫より寛文年間を以て持明院重榮、享保年間を以て、同淨勤延享年中を以て、同享慶、安永年中を以て同重享、文政年中を以て同重範、其職を襲ぐこと九代の久しきに追ふ、天保十年七月、同重弘上京して別當職に補されしが維新の神佛分割に際し明治元年九月再び上京して、僧位僧官を返上し領主伊井掃守頭へ出願復飾して、同社神主職となり、山崎雅樂と改む、此れ文故の實父也文故氏は天保九年五月出流原村に生る、資性、聰明にして、沈毅なり、皇學を太田稻主

に學び漢學を大澤龍太郎に修む、明治五年十二月栃木縣廳にて國學試験を經、同六年一月、同社祠掌を拜す、同十七年九月、本縣皇典講究分所三等假試験に合格し且つ本縣中教院の講究を卒ふ、是より先き、八年十月教導職試補となり、十年一月神風講社副社長を命ぜらる同月十五日栃木縣中教院新築用度中へ献金を募るに就て熱心盡力したる旨を以て賞狀を賜る、十年三月權訓導に補せられ、同六月神風講社第二分社副社長を命らる、同十七年十二月訓導となり、同廿一年十月を以て權少講義に、同二十四年二月を以て少講義に進む、二十六年二月無格社人丸神社外十一社祠掌兼務を認可せられ續いて同郡赤見村大字石塚村社石塚神社無格社熊野神社外八社、同村大字寺久保、村社、熊野神社、無格社、神明宮外十社兼務祠掌を命ぜらる

氏又た教育に熱心なり、嘗つて自ら子弟薰陶の任に當り、諒々誨へて倦ず、大に衆の德望を得たり、氏たるもの滋、颯勉其德を博せられんことを

## 石田盛吉氏之傳

累代神職の家に生まれ、溫厚と、質朴とを以て令聞の高きは石田盛吉氏となす、其



祖石田上大夫寛文元年より安蘇郡野上郷御神樂村宇都宮大明神に奉仕せり、其子も又た上大夫と稱して其後を継ぎしが、後其の孫傳兵衛、伊勢大神宮の御前に於て、御師久保倉大夫の立會を以て、名を主膳と改む、時に元祿十二年正月也、其后享祿十六年二月を以て神祇管領長上正二位卜部朝臣より許狀を得て、神主職となり石田山城守藤原盛次と稱す、之れ蓋たし主膳が子也、續いて、安永二年を以て同周防藤原盛吉、寛政二年を以て同周防正盛、天保八年六月を以て同大和正藤原福雄皆故の如とく許狀を賜ふ、盛吉氏は即ち福雄の長男なり、幼にして漢學を小平翁助に學び皇學を、龜山勇右衛門に修む、此時已てに出藍の譽高く一郷に鳴る、稍長ずるに及んで侃諤の議論人を風靡す、されど又た仁俠の情に篤つし、故に衆に推されて、明治十八年村會議員となり、同二十六年五月、父の迹を承けて、村社宇都宮神社の社掌となる又た無格社、茅浦神社、及び根本山神社を兼務す、蓋たし氏の如きは神職として、恰當の人物といふべし

蓼沼橋司氏傳

氏は安政五年二月廿日を以て下野國安蘇郡飯田村今下野郡飯田大字飯田に生る父を知雅と云ひ

其長子にして幼き時初學を某々に學び長して龜田多門に就て皇漢の學を研究す氏の家は中祖を蓼沼久太夫藤原信忠にして氏に到て六代皆神明宮天滿宮兩社の神職を奉じ代々神祇管領長吉田殿より繼目許狀を受け神事參勤の時は風折烏帽子狩衣を着し専ら社職格式を守り太平精祈を抽べき事を命せらる氏天資穎敏深沉にして頗る徳望あり明治十年十一月教導職試補となる同十一年八月廿九日を以て氏子村民の推撰により神明神社祠掌に拜す同十七年本縣皇典講究分所に於て三等假試験を受け合格す蓋し氏の如きは神職として其徳を博ふせんことを

萱原重安氏之傳

資直にして深沈、堅忍にして不拔なる萱原重安氏は安蘇郡秋山村の人、天保十一年十月十日に於て生る、姓は藤原氏家代々同村諏訪大明神の祠官たり、即ち其祖萱原正久は享保四年を以て、次に萱原伊豆守記治は寶曆十一年二月を以て、能登守喜治は寛政八年十二月を以て、加賀頭偶珍は文政元年十一月を以て、陸奥正重榮は弘化三年七月を以て、皆な神祇管領長卜部朝臣より、祠官或は神主職の許狀を賜はり、而して獨り重榮のみ弘化四年十二月を以て一日法令衣冠を着するこ



とを許さる、重安氏は即ち重榮氏の嫡長にして、此職を襲て重安氏に至るまで凡て六代なり、

氏は明治二十四年、十月を以て神宮教管長より、權訓導に補せられ、翌年十月三十日更らに、同郡氷室村大字秋山村社諏訪神社祠掌たることを認可せられ、同じく二十六年二月十四日を以て、同村無格社氷室神社外四社兼務祠掌を認可せらる、此を氏が略歴となす、今や氏謙にして、外に誇らずと雖も、想を内に煉つて、必しも他日の大成を期するの士乎

#### 石田茂壽氏之傳

氏は安政五年十二月を以て、安蘇郡中村に於て生る父を勝壽といひ代々農を以て業とす而も敬神之意に篤つし、幼にして、吉永天然に就き漢學を修め、後遂に皇學を毛利眞守に學ぶ、明治十二年二月禊教會世話係申付られ、同二十七年六月栃木縣皇典講究分所に於て學階試験を受け七等司業の學證を授けらる、尋いで翌二十八年三月を以て、同郡葛生町大字中村々社小藤神社及無格社雷電神社外三社の社掌に補せらる、

嘻、氏農家より起つて、夙とに國體の精髓を覺り、敬神の忽にずべからざるを知つて、鋤犁を揮ふの傍常に斯道に刻苦し、衆に推されて其職に上るや累代繼承の徒と伍して、相比肩するに辱ぢず、然れども資性溫恭にして、謙遜の心深し、加ふるに沈略あるを以てす、氏又た一箇の偉男兒たらざるなきを得んや

#### 小松原仙三郎氏傳

古語云桃李不言下自爲蹊と善哉言や仙三郎氏は安蘇郡小谷村の人、天保三年十二月を以て生る父を權三郎といふ幼よりして敬神の志篤く又農事に熱心なり然れども資性深沈にして寡黙溫容笑ふが如くにして人と交る慇懃周到故に他の愛敬を享く氏は明治十九年一月神宮教管長より教導職試補を命せられ同廿年常磐村小學校事務係囑托せらる同廿四年九月權少講義に補せられ同廿六年三月廿八日を以て同村々社天滿宮祠掌に命せらる嘻、氏農家より出て斯道に盡すこと極めて篤し然れども毫も人に傲るの意なし編者は益す小松原氏の如き篤志者の輩出せむことを熱望して已まさるなり

#### 島山巨氏之傳



氏は天保九年二月七日を以て下野國安蘇郡豐代村今常磐村大字豊代に生る氏の家は伯信上人を以て中祖とし世々優婆塞を世襲とす殊に祖伯信上人が長祿元年に出羽國庄内領八鷲の金峰山に上り専ら行法を修し終に保呂羽大權現を本村に遷座す以來本社の別當職たり后五代榮範の代に同村箱石神社の別當をも兼任せらる此より代々兩社に奉務せしと殆と氏に到りて十四代連綿として繼續す氏は維新の際復飾轉身して神に仕へしも故ありて明治九年退職して農に歸す氏は幼より穎悟學を好み弘化三年より嘉永三年まで天野玄徳に就き漢學を修業し同五年より安政元年四月まで藤田彪に従ひ漢學を修む安政二年正月より同五年二月まで日光大樂院に於て漢學を研究す安政六年より萬延元年二月まで江都淺川普南に隨ひ漢籍を究む元治元年より明治元年四月まで小野審人に就き古典學を修業す明治廿三年より龜田多門に就へて國典を研究す同廿年神宮教に入り教師試補申付らる同廿四年二月一日を以て安蘇郡常磐村大字豐代無格社保呂羽神社々掌に補せらる噫呼氏は祖先の意を体し再ひ本社に奉仕するは敬と云へ孝と云はさらんや氏又神に仕へ人に接して謹麗溫厚なれば衆の能く氏に望を措く又宜へならんや

## 賛助員名録

順次不同

### 安蘇郡

- |             |        |           |          |
|-------------|--------|-----------|----------|
| 特別郷社八坂神社々司  | 毛利 眞守君 | 同社        | 社掌宮田彌四郎君 |
| 特別郷社朝日森神社々司 | 小野 清造君 | 村社鹿島神社社掌  | 村檀 榮治君   |
| 特別郷社示現神社々司  | 木村 眞曉君 | 村社天滿宮社掌   | 小松原仙三郎君  |
| 郷社稻荷神社々司    | 安蘇谷正吉君 | 村社小瀬神社々掌  | 石田 茂壽君   |
| 特別村社今宮神社々掌  | 天笠範十郎君 | 村社諏訪神社々掌  | 萱原 重安君   |
| 村社根古谷神社々掌   | 天下谷政重君 | 村社宇都宮神社々掌 | 石田 盛吉君   |
| 村社富俵神社々掌    | 田濤 仙郎君 | 村社涌蓋神社々掌  | 山崎 文故君   |
| 村社熊野神社々掌    | 阿部 寛人君 | 村社星宮神社々掌  | 新村岩次郎君   |
| 村社沼鉾神社々掌    | 北野 貢君  | 同社        | 々掌齋藤 盛忠君 |
| 村社駒形神社々掌    | 藤倉 若丸君 | 同社        | 々掌小野 清一君 |
| 村社駒形神社々掌    | 神山 信吉君 | 村社赤城神社々掌  | 早乙女三郎君   |
| 村社淺田神社々掌    | 高橋 雅晴君 | 村社神明宮社掌   | 蓼沼 橘司君   |



村社鹿島神社々掌 新田貞次郎君

村社藤田神社々掌 青木精須君

村社鷲宮神社々掌 戸賀崎喜市吾

村社大島神社々掌 日野織衛君

村社宇都宮神社一々掌 影山志善君

無格社保呂羽神社々掌 島山巨君

村社宇都宮神社氏子總代

村社宇都宮神社氏子總代

龜山 幸吉君

小平彦一郎君

高松 幸吉君

外 七名君

小澤藤次郎君

無格社野上岩嶽神社信徒總代

小野 清吉君

龜山 米藏君

黑田 榮吉君

龜山 岩吉君

橫塚 貞藏君

明治三十五年五月二十日印刷  
明治三十五年五月三十日發行

(不許轉載)

編輯者 兼 發行

風山 廣雄

栃木縣芳賀郡逆川村  
大字 小山七番地

印刷者 近藤 圭造

東京市麴町區飯田町  
五丁目二十六番地

印刷所 皇典講究所印刷部

東京市麴町區飯田町  
五丁目二十六番地

116  
1944



